

石岡市地域防災計画

資料編

資料1-1 石岡市防災会議条例

石岡市防災会議条例

平成17年10月1日条例第26号

改正 平成24年12月19日条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、石岡市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 石岡市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号の重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平24条例22・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の定数は45人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
 - (3) 茨城県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (4) 茨城県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) 公共団体その他防災上重要な施設の管理者
- 6 前項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前

任者の残任期間とする。

- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(平24条例22・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、茨城県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月19日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(石岡市災害対策本部条例の一部改正)

- 2 石岡市災害対策本部条例(平成17年石岡市条例第27号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

資料1-2 気象庁震度階級

留意事項	
1.	気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2.	地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3.	震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4.	この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5.	この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

(人の体感・行動, 屋内の状況, 屋外の状況)

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

(木造建物（住宅）の状況)

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(鉄筋コンクリート造建物の状況)

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

(地盤・斜面等の状況)

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

(ライフライン・インフラ等への影響)

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

(大規模構造物への影響)

長周期地震動 [※] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないう状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

資料1-3 市内の主な公共施設

市の主要施設

名称	住所	電話	備考
石岡市役所	石岡一丁目1番地1	23-1111	
八郷総合支所複合施設	柿岡5680番地1	43-1111	
園部出張所	真家1921番地	46-0075	
八郷水道事務所	柿岡648番地2	43-1118	
石岡保健センター	杉並二丁目1番1号	24-1386	
八郷保健センター	柿岡2750番地	43-6655	
地域包括支援センター	大砂10527番地6	35-1127	
農村高齢者センター	柿岡2155番地	43-6966	
中央図書館	若宮一丁目6番31号	24-1507	
中央公民館	柿岡5680番地1	43-6262	
府中地区公民館	府中五丁目5番17号	24-1530	
東地区公民館	東石岡四丁目6番24号	26-6503	
城南地区公民館	三村7109番地	26-3341	
国府地区公民館	国府五丁目7番1号	22-2940	
柿岡地区公民館 (中央公民館内)	柿岡5680番地1	44-1683	
小幡地区公民館	須釜1300番地1	42-3670	
葦穂地区多目的研修センター	上曾1195番地1	43-0865	
恋瀬地区公民館	小見827番地1	44-3042	
瓦会地区多目的研修センター	瓦谷430番地1	43-2942	
園部地区コミュニティー センター	真家1921番地	46-1960	
林地区公民館	下林862番地1	43-0864	
小桜地区公民館	川又746番地	42-3087	
旭台会館	旭台二丁目18番3号	26-1366	
勤労青少年ホーム	石岡2149番地3	24-0322	
児童センター	旭台三丁目9番21号	26-3678	
児童館	府中五丁目5番17号	090-1997-8904	
石岡市地域子育て支援センター	柿岡2155番地	44-8011	
石岡学校給食センター	正上内16番16号	22-6286	
八郷学校給食センター	須釜1300番地7	36-5252	
ふるさと歴史館	総社一丁目2番10号	23-2398	
農村資料館	柿岡5680番地1	43-1111	
石岡市観光案内所	国府一丁目1番17号	24-5001	

名称	住所	電話	備考
ふれあいの里 石岡ひまわりの館	大砂10527番地6	35-1126	
まちかど情報センター	国府三丁目1番16号	27-5171	
まち蔵藍	国府三丁目5番6号	23-8723	
常陸風土記の丘	染谷1646番地	23-3888	
龍神の森キャンプ場	染谷1617番地4	43-1111	
いばらきフラワーパーク	下青柳200番地	42-4111	
やさと温泉ゆりの郷	小幡1416番地	42-4126	
ふれあいの森	下青柳200番地	42-4181	
つくばねオートキャンプ場	小幡2132番地14	42-2922	
朝日里山学校	柴内630番地	51-3117	
石岡小学校屋内温水プール	総社一丁目3番17号	23-1088	
石岡海洋センター	染谷1415番地	23-5191	
市営駅東駐車場	石岡一丁目16番地2	24-2904	

公園・広場など

名称	住所	電話	備考
茨城電設スポーツパーク石岡 (石岡運動公園)	南台三丁目34番1号	26-7210	
八郷総合運動公園	野田600番地	43-6884	
柏原サッカー公園	柏原3番地	23-8158	
柏原球技公園	柏原5番地	23-8158	
柏原野球公園	柏原11番地	23-8158	
少年スポーツ広場	杉並二丁目12924番地	23-8158	
染谷野球場	染谷1628番地	23-8158	
小井戸運動広場	小井戸609番地	23-8158	
国府公園	国府六丁目574番3	23-5523	
柏原池公園	鹿の子三丁目9950番	23-5523	
中央児童公園	国府一丁目1639番1	23-5523	
宮下児童公園	総社二丁目8番12	23-5523	
石岡ステーションパーク	国府一丁目1番20	23-5523	
せせらぎパーク	南台四丁目9番	23-5523	
フローラル中央公園	南台二丁目32番	23-5523	
フローラル東公園	南台三丁目20番	23-5523	
フローラル西公園	南台一丁目22番	23-5523	
いしおかイベント広場	若宮三丁目400番4	24-1507	
八軒向第1公園	旭台一丁目3588番	23-5523	
八軒向第2公園	旭台一丁目3748番	23-5523	

名称	住所	電話	備考
八軒向第3公園	旭台二丁目3669番	23-5523	
彦市山第1公園	旭台三丁目3266番	23-5523	
彦市山第2公園	旭台三丁目3230番	23-5523	
彦市山第3公園	旭台三丁目3370番	23-5523	
ばらき台第1公園	茨城二丁目4700番271	23-5523	
ばらき台第2公園	茨城二丁目4700番266	23-5523	
ばらき台第3公園	茨城一丁目14601番1	23-5523	
駅東第1公園	石岡二丁目11番6	23-5523	
駅東第2公園	石岡一丁目15番1	23-5523	
上池公園	府中二丁目638番	23-5523	
南台第一緑地公園	南台一丁目36番	23-5523	
茨城電設スケボーパーク石岡 (石岡スケートボードパーク)	石岡一丁目19番3ほか	23-7745	

公立学校

名称	住所	電話	備考
石岡小学校	総社一丁目2番10号	22-6105	
府中小学校	若松一丁目11番18号	24-0111	
東小学校	旭台一丁目11番3号	26-2342	
南小学校	南台四丁目1番1号	26-2850	
杉並小学校	杉並二丁目3番1号	24-2926	
柿岡小学校	柿岡2159番地2	43-0904	
小幡小学校	小幡4080番地	42-3502	
葦穂小学校	小屋1054番地	43-0169	
吉生小学校	吉生513番地2	43-0987	
恋瀬小学校	小見832番地1	43-2009	
瓦会小学校	瓦谷1135番地2	44-0055	
東成井小学校	東成井996番地	46-1341	
園部小学校	宮ヶ崎6番地	46-1017	
林小学校	下林857番地1	43-0155	
小桜小学校	川又746番地	42-3204	
石岡中学校	東石岡四丁目2番1号	26-2340	
府中中学校	若松二丁目6番5号	24-0022	
国府中学校	総社二丁目12番1号	24-0510	
八郷中学校	柿岡3513番地2	43-0062	
園部中学校	山崎1862番地	46-0506	
石岡第一高等学校	石岡一丁目9番地	22-4135	
石岡第二高等学校	府中五丁目14番14号	23-2101	

名称	住所	電話	備考
石岡商業高等学校	東光台三丁目4番1号	26-4138	

保育所・認定こども園・小規模保育施設

名称	住所	電話	備考
石岡幼稚園	東光台一丁目2番4号	26-3860	
石岡善隣幼稚園	国府四丁目3番3号	22-2739	
国分寺幼稚園	府中五丁目1番19号	24-1111	
府中幼稚園	北府中一丁目12番20号	23-6851	
ばらき台幼稚園	茨城三丁目4番13号	23-1668	
恋瀬こたりの森幼保園	宇治会2116番地7	56-3333	
第1保育所	総社一丁目2番10号	22-3122	
やさと中央保育所	柿岡2155番地	44-8010	
園部保育所	真家1921番地	46-4182	
みなみ保育所	月岡1375番地	42-4110	
石岡明照保育園	府中二丁目5番13号	24-3385	
泉ヶ丘こども園	石岡二丁目19番地7	23-6458	
国分台ふたば保育園	北府中二丁目7番43号	22-4060	
ひかり保育園	茨城一丁目12番21号	22-3708	
わかくさ保育園	東光台五丁目12番8号	26-1270	
しらゆり保育園	東田中1188番地8	26-7788	
そとの保育園	東大橋1639番地2	26-3508	
石岡ひまわり保育園	東石岡五丁目3番30号	26-7327	
りんりん保育園	上林1408番地2	43-3830	
はーとぴあ保育園石岡	根当11008番地6	35-3101	
あんだんて泉ヶ丘	石岡二丁目17番地20	56-7870	
ワンステップ石岡	東光台一丁目2番4号	26-3860	

消防署

名称	住所	電話	備考
消防本部・石岡消防署	石岡一丁目2番地18	23-0119	
柏原分署	鹿の子四丁目5番3号	35-0119	
愛郷橋出張所	三村6921番地1	26-0119	
八郷消防署	柿岡291番地	43-6491	
山崎出張所	山崎906番地35	28-9119	

警察

名称	住所	電話	備考
石岡警察署	東石岡一丁目7番2号	28-0110	

石岡駅前交番	国府一丁目1番18号	23-0110	
八郷地区交番	柿岡5690番地2	44-0110	
恋瀬駐在所	小見1023番地12	43-2222	
園部駐在所	山崎1694番地1	46-2760	
東光台交番	東大橋2887番地4	26-0110	
城南駐在所	三村3438番地1	27-0110	

郵便局

名称	住所	電話	備考
石岡郵便局	府中一丁目7番28号	0570-943-830	
石岡守木町郵便局	国府六丁目3番6号	23-0563	
石岡若松郵便局	若松一丁目8番17号	23-0566	
石岡自由ヶ丘郵便局	東石岡四丁目11番24号	26-0567	
三村簡易郵便局	三村1757番地1	23-0562	
高浜郵便局	高浜811番地	26-3311	
北石岡簡易郵便局	北府中三丁目8番1号	24-4020	
石岡茨城簡易郵便局	茨城一丁目4番33号	24-0609	
石岡南台郵便局	南台二丁目9番2号	26-7700	
八郷郵便局	柿岡2026番地	43-0001	
小幡郵便局	小幡695番地3	42-3701	
葦穂郵便局	小屋66番地3	43-0101	
瓦会郵便局	瓦谷2336番地	43-2401	
園部郵便局	山崎1694番地8	46-0872	
林郵便局	下林834番地12	43-0040	
小桜郵便局	月岡429番地	42-3200	

その他

名称	住所	電話	備考
石岡市社会福祉協議会本所	大砂10527番地6	22-2411	
石岡市社会福祉協議会八郷支所	柿岡5680番地1	36-4311	
石岡地方広域シルバー人材センター	茨城三丁目8番14号	23-3399	
湖北水道企業団	田島二丁目6番4号	24-3232	
霞台厚生施設組合霞台クリーンセンターみらい	小美玉市高崎1824番地2	26-0246	(業務課)
石岡地方斎場	染谷1749番地	22-6828	
湖北環境衛生組合石岡クリーンセンター	東府中25番1号	22-6092	

名称	住所	電話	備考
ハローワーク石岡	東石岡五丁目7番40号	26-8141	
石岡商工会議所	府中一丁目5番8号	22-4181	
石岡市八郷商工会	柿岡2009番地3	43-0247	
新ひたち野農業協同組合 本店	南台三丁目21番14号	56-5800	
新ひたち野農業協同組合 南台支店	南台三丁目21番14号	56-5813	
新ひたち野農業協同組合 石岡支店	府中四丁目8番17号	23-2057	
やさと農業協同組合 本所	柿岡3236番地6	43-1101	
やさと農業協同組合 柿岡支所	柿岡3236番地6	43-0014	
やさと農業協同組合 園部支所	山崎1718番地1	46-0095	
つくばね森林組合	柿岡1764番地2	44-0167	
石岡台地土地改良区	貝地二丁目5番5号	22-2010	
茨城県畜産センター	根小屋1234番地	43-3333	
気象庁地磁気観測所	柿岡595番地	43-1151	
地域還元施設みらい交流館	小美玉市高崎2006番地	57-1626	

資料2-1 石岡市と協定を結んでいる防災関係機関

区分	年月日	名称	機関
石岡市	平成8年4月1日	一般廃棄物処理処分協力援助協定	霞台厚生施設組合 新治地方広域事務組合 茨城美野里環境組合
	平成8年8月8日	災害時等の相互応援協定	県内市町村
	平成8年8月8日	災害時における相互応援に関する協定	東京都文京区
	平成9年12月16日	災害時における石岡郵便局と石岡市間の相互協力に関する覚書	石岡郵便局
	平成11年4月1日	災害時の医療救護についての協定	一般社団法人石岡市医師会
	平成13年1月29日 (平成18年8月4日改定)	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	いばらきコープ生活協同組合
	平成16年9月29日	災害時における救援物資提供に関する協定	コカ・コーラボトラーズ ジャパン株式会社
	平成19年4月1日	施設間応援体制協定	霞台厚生施設組合ほか13団体
	平成20年3月31日	災害時におけるガス関係資機材の提供に関する協定	茨城県高圧ガス保安協会 県南支部石岡部会
	平成20年3月31日	災害時におけるガス関係資機材の提供に関する協定	茨城県コミュニティーガス事業防災会茨石ガス株式会社
	平成20年4月23日 (平成24年8月27日改定)	石岡市及び新ひたち野農業協同組合との災害時応援協定	新ひたち野農業協同組合
	平成20年4月23日	石岡市及びやさと農業協同組合との災害時応援協定	やさと農業協同組合
	平成21年2月5日	災害時における応急復旧に関する協定	茨城県建設業協会土浦支部石岡分会
	平成21年2月5日	災害時における応急復旧に関する協定	茨城県電気工事業工業組合石岡支部
	平成21年2月5日	災害時における水道復旧に関する協定	一般社団法人エコシス
	平成21年2月5日	災害時における水道復旧に関する協定	八郷地区災害時水道支援協力会
	平成21年2月5日	災害時における物資の提供に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター
	平成21年2月5日	災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定	株式会社ティーアップ
	平成21年2月5日 (平成27年10月22日、令和元年5月29日改定)	防災行政無線等の活用に関する協定	東京電力パワーグリッド株式会社土浦支社

区分	年月日	名称	機関
石岡市	平成21年12月16日	石岡・小美玉地域水道事業者災害時相互応援に関する協定	湖北水道企業団 小美玉市水道事業 石岡市水道事業 石岡市三村地区簡易水道事業
	平成24年3月27日	災害時における優先給油等に関する協定	茨城県石油商業組合石岡支部・八郷支部
	平成24年4月26日	地震等大規模災害に関する覚書	東日本旅客鉄道株式会社 水戸支社
	平成25年2月15日	地震等大規模災害に関する確認書	東日本旅客鉄道株式会社 石岡駅・高浜駅
	平成25年2月20日	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	市内の社会福祉法人等 (15法人)
	平成25年2月20日	災害時における介助員派遣に関する協定	石岡市社会福祉協議会
	平成25年2月20日	災害時における福祉車両借上げに関する協定	石岡市社会福祉協議会
	平成25年7月12日	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時応援協定	廃棄物と環境を考える協議会茨城ブロック13団体
	平成25年8月9日	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社 茨城支店
	平成26年3月11日	災害時における緊急救援輸送等の協力に関する協定	茨城県トラック協会石岡支部
	平成26年12月25日	災害時相互応援に関する協定	宮城県多賀城市
	平成27年3月8日	災害時における復旧活動等の応援に関する協定	石岡市測量設計業協会
	平成27年7月9日	災害時における物資の供給協力に関する協定	株式会社カスミ
	平成27年7月29日	災害時における量の提供に関する協定	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会
	平成28年3月31日	災害時の歯科医療救護についての協定	石岡市歯科医師会
	平成28年6月2日	災害時における復旧活動等の応援に関する協定	総合開発協同組合石岡営業所
	平成29年5月26日	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社カインズ
	平成29年11月13日	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン
平成29年11月13日	災害時における無人航空機（ドローン）による情報収集等に関する協定	茨城大学航空技術研究会	

区分	年月日	名称	機関
石岡市	平成29年12月18日	災害時における一時避難所としての使用に関する協定	株式会社マリアージュ吉野
	平成30年1月29日	原子力災害時におけるいわき市民の広域避難に関する協定	福島県いわき市
	平成30年3月29日	原子力災害時におけるひたちなか市民の県内広域避難に関する協定	ひたちなか市
	平成30年7月5日	地域貢献型電柱広告に関する協定	東電タウンプランニング 株式会社茨城総支社
	平成30年10月10日	災害時における復旧活動等の応援に関する協定	東京石灰工業株式会社 石岡工場
	平成30年10月10日	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社サンドラッグ
	平成30年10月10日	災害時の医療救護活動における薬剤師の派遣に関する協定	一般社団法人石岡薬剤師会
	平成31年1月28日	災害時における救援物資提供に関する協定	株式会社アベックス関東第二支社
	平成31年3月20日	災害時における一時避難所としての使用に関する協定	株式会社友水
	平成31年3月20日	災害時における一時避難所としての使用に関する協定	有限会社養真堂
	平成31年3月20日	災害時における施設使用に関する協定	茨城県石岡警察署
	令和元年7月4日	災害に係る情報発信等に関する協定	L I N E ヤフー株式会社
	令和元年7月4日	災害時における放送要請に関する協定書	株式会社L u c k y F M 茨城放送
	令和元年9月27日	大規模水害時における広域避難の連携に関する協定	かすみがうら市
	令和2年11月17日	無人航空機の利活用に係る包括連携協定書	茨城県西自動車学校
	令和3年3月16日	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社 土浦支社
	令和3年5月6日	災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定	一般社団法人茨城県環境保全協会
	令和3年7月9日	災害時における避難所等の施設利用等に関する協定	茨城県立石岡特別支援学校
	令和4年3月7日	災害時における復旧活動の応援に関する協定	アオキ株式会社
	令和4年12月13日	災害時における支援協力に関する協定	水戸信用金庫
令和5年2月14日	災害時等での施設利用の協力に関する協定	株式会社ダイナム	

区分	年月日	名称	機関
石岡市	令和5年5月29日	災害時における段ボール製品の保管・輸送等に関する協定	三浦紙器工業株式会社
	令和5年6月1日	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	株式会社デベロップ
	令和5年10月10日	災害時における避難所等の施設利用等に関する協定	茨城県立石岡第一高等学校
	令和6年7月23日	災害時における支援協力に関する協定	茨城県行政書士会
	令和6年8月5日	災害時における避難所等の施設利用等に関する協定	茨城県立石岡第二高等学校
	令和6年8月27日	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	株式会社トキワ
	令和6年9月20日	災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定	一般社団法人日本キッチンカー経営審議会
消防本部	昭和38年10月8日	消防と警察の相互応援協定	石岡警察署
	昭和59年4月1日	火災，救急，その他の災害	つくば市消防本部
	平成7年1月1日	茨城県広域消防応援協定	茨城県内市町村
	平成12年3月18日	火災，救急，その他の災害	茨城県高速自動車消防相互応援協定
	平成12年4月1日	火災	火災原因調査相互応援協定（県内26消防本部）
	平成19年6月1日	鉄道災害時における安全対策に関する協定	東日本旅客鉄道株式会社と県内26消防本部）
	平成26年7月11日	消防相互応援協定	笠間市
	平成27年7月29日	消防相互応援協定	土浦市

資料2-2 石岡市の自主防災組織一覧

宮部地区自主防災隊	北之内自主防災会	戸の内第三自主防災会
国分町15部自主防災組織	上曾新田自主防災会	大関自主防災会
大小路自主防災組織	上曾自主防災会	下林里自主防災会
田島・茨城・小目代地区自主防災組織	小屋自主防災会	半田地域パトロール隊
富田町自主防災会	上山自主防災会	川又東部自主防災会
古城消防隊	鯨岡第一自主防災会	川又南部自主防災会
中町3部自主防災組織	仲内自主防災会	月岡向坪・本田自主防災会
箱の内自主防災組織	和内自主防災会	青田自主防災会
山王台町内自主防災会	大增自主防災会	菖蒲沢自主防災会
村上・大砂地区自衛消防隊	小見第一自主防災会	辻区自主防災会（小桜）
染谷地区自主防災組織	中戸向坪自主防災会	柴内自主防災会
鹿の子自主防災会	中戸中坪自主防災会	弓弦自主防災会
東府中地区自衛消防隊	半久自主防災会	小野越自主防災会
半ノ木地区自主防災組織	小見第二自主防災会	柿岡小学校区自主防災会
東の辻二部地区自主防災会	太田第一自主防災会	旧片野小学校区自主防災会
正上内区自主防災組織	瓦谷下宿自主防災会	園部小学校区自主防災会
小井戸自主防災会	瓦谷上宿自主防災会	林小学校区自主防災会
東大橋地区自主防災組織	石野自主防災会	恋瀬小学校区自主防災会
山王台第一部自主防災組織	小塙自主防災会	東成井小学校区自主防災会
南台一丁目自主防災組織	弓張自主防災会	小幡小学校区自主防会
南台二丁目自主防災会	宇治会第一自主防災会	吉生自主防災会
東田中自主防災組織	西幡自主防災会	葦穂小学校区自主防災会
高浜地区自主防災組織	宇治会第二自主防災会	瓦会小学校区自主防災会
荒宿自主防災会	佐久自主防災会	小桜小学校区自主防災会
内宿自主防災会	下三郷自主防災会	旧朝日小学校区自主防災会
下宿自主防災会	鶴沼区自主防災会	八木地区自主防災組織
金指自主防災会	野田自主防災会	井関地区自主防災組織
長堀自主防災会	部原自主防災会	仲丸地区自主防災組織
片野上宿自主防災会	両桁山寺自主防災会	仲郷地区自主防災隊
片野下宿自主防災会	南山崎自主防災会	台石川地区自主防災組織
片野横町自主防災会	新谷自主防災会	若松東地区自主防災隊
高友自主防災会	宿山崎自主防災会	東之辻一部町会自主防災組織
十三塚自主防災会	パセオパルク自主防災隊	行里川区自主防災組織
一之沢自主防災会	真家宿自主防災会	北ノ谷
小幡横町自主防災会	長原自主防災会	元彦町町内会自主防災組織
小幡中宿自主防災会	向原自主防災会	貝地町自主防災会
堀之内自主防災会	西原自主防災会	南台四丁目自主防災会
細内自主防災会	東成井上坪自主防災会	南台三丁目自主防災組織
石沢自主防災会	塚原自主防災会	下林地区自主防災組織
加生野自営消防	前島自主防災会	飯塚区自主防災会
上青柳自主防災会	上林区自主防災会	ばらき台団地自主防災組織
下青柳西自主防災会	嘉良寿理自主防災会	根小屋区自主防災会
細谷地区自主防災会	浦須自主防災会	あざみ地区自主防災会
小倉自主防災会	戸の内第一自主防災会	大谷津区自主防災組織
籠田自主防災会	片岡北部自主防災会	
北郷自主防災会	片岡本田自主防災会	
辻区自主防災会（葦穂）	戸の内第二自主防災会	

資料2-3 指定緊急避難場所（指定避難所）一覧

番号	避難場所の名称	所在地	電話番号
1	石岡小学校	総社1-2-10	22-6105
2	府中小学校	若松1-11-18	24-0111
3	旧関川小学校	石川1153	—
4	石岡市教育支援センター（旧北小学校）	根当10949-1	—
5	南小学校	南台4-1-1	26-2850
6	東小学校	旭台1-11-3	26-2342
7	杉並小学校	杉並2-3-1	24-2926
8	石岡中学校	東石岡4-2-1	26-2340
9	府中中学校	若松2-6-5	24-0022
10	城南スポーツ交流施設（旧城南中学校）	高浜112	—
11	国府中学校	総社2-12-1	24-0510
12	石岡第一高等学校	石岡1-9	22-4135
13	石岡第二高等学校	府中5-14-14	23-2101
14	東地区公民館	東石岡4-6-24	26-6503
15	城南地区公民館	三村7109	26-3341
16	国府地区公民館	国府5-7-1	22-2940
17	石岡海洋センター	染谷1415	23-5191
18	ふれあいの里石岡ひまわりの館	大砂10527-6	35-1126
19	茨城電設スポーツパーク石岡（石岡運動公園）	南台3-34-1	26-7210
20	園部小学校	宮ヶ崎6	46-1017
21	東成井小学校	東成井996	46-1341
22	瓦会小学校	瓦谷1135-2	44-0055
23	恋瀬地区公民館	小見827-1	43-2609
24	葦穂小学校	小屋1054	43-0169
25	吉生小学校	吉生513-2	43-0987
26	柿岡小学校	柿岡2159-2	43-0904
27	小幡小学校	小幡4080	42-3502
28	林小学校	下林857-1	43-0155
29	小桜小学校	川又746	42-3204
30	朝日スポーツ交流施設（旧朝日小学校）	柴内630	—
31	園部中学校	山崎1862	46-0506
32	有明スポーツ交流施設（旧有明中学校）	小塙189-2	—
33	茨城県立石岡特別支援学校	下青柳716-1	—
34	八郷中学校	柿岡3513-2	43-0062
35	中央公民館	柿岡5680-1	43-6262
36	片野集会所	片野157	43-6953
37	大増多目的センター	大増3606	—
38	みなみ保育所	月岡1375	42-4110
39	八郷総合運動公園	野田600	43-6884

資料2-4 急傾斜地崩壊危険箇所一覽

箇所番号	箇所分類	斜面区分	箇所名	位置			延長	勾配	高さ	保全 人家 戸数
				地区	大字	小字				
205-I-001	I	自然斜面	滝場	石岡	染谷		230	45	13	7
205-I-002	I	自然斜面	池袋A	石岡	染谷	池袋	180	40	10	6
205-I-003	I	自然斜面	宮下	石岡	総社		250	45	9	15
205-I-004	I	自然斜面	東田中	石岡	東田中	山伏塚	120	55	12	5
205-I-005	I	自然斜面	中津川	石岡	中津川	前久保	190	45	10	12
205-I-006	I	自然斜面	北根本	石岡	北根本	新屋敷	600	45	13	28
205-I-007	I	自然斜面	西ノ前	石岡	高浜	権現	800	55	12	45
205-I-008	I	自然斜面	城構内A	石岡	三村	城構内	280	40	14	8
205-I-009	I	自然斜面	御前山	石岡	三村	御前山	160	35	8	7
205-I-010	I	自然斜面	下石川	石岡	石川	坂井戸	320	40	15	7
205-I-011	I	自然斜面	八木	石岡	井関	八木	180	45	12	9
205-I-012	I	自然斜面	柏山	石岡	東府中	柏山	50	45	10	0
205-I-013	I	自然斜面	池袋1	石岡	染谷	池袋	210	35	10	9
205-I-014	I	自然斜面	粒尻	石岡	高浜	粒尻	60	50	9	5
205-I-017	I	自然斜面	九十九塚	石岡	東田中	九十九塚	60	50	6	6
205-I-018	I	自然斜面	城構内B	石岡	三村	城構内	90	35	6	2
205-I-019	I	自然斜面	城構内C	石岡	三村	城構内	70	50	8	2
205-I-020	I	自然斜面	長峰	石岡	三村	長峰	30	35	8	0
205-I-021	I	自然斜面	ガキ塚	石岡	石川	ガキ塚	60	35	5	5
205-I-022	I	自然斜面	代田後	石岡	石川	代田後	130	30	8	4
463-I-001	I	自然斜面	猿内	八郷	中戸	猿内	190	35	13	6
463-I-002	I	自然斜面	榎戸	八郷	吉生	榎戸	250	35	5	5
463-I-003	I	自然斜面	裏山A	八郷	菖蒲沢	前	220	45	15	7
463-I-004	I	自然斜面	裏山B	八郷	菖蒲沢	裏山	200	45	12	6
463-I-005	I	自然斜面	向	八郷	仏生寺	向	280	45	13	10
463-I-006	I	自然斜面	中山	八郷	小幡	中山	400	35	15	7
463-I-007	I	自然斜面	中宿	八郷	大增	中宿	60	40	10	5
463-I-008	I	自然斜面	長石	八郷	大增	長石	80	30	15	0
463-I-009	I	自然斜面	北川	八郷	中戸	北川	20	35	15	0
463-I-010	I	自然斜面	五本松	八郷	部原	五本松	60	40	8	1
463-I-011	I	自然斜面	小幡A	八郷	小幡		50	40	24	0
463-I-013	I	自然斜面	吹上	八郷	半田	吹上	160	70	6	5
205-II-001	II	自然斜面	若宮	石岡	若宮	二丁目	60	40	8	4
205-II-002	II	自然斜面	総社	石岡	総社	一丁目	60	30	6	4
205-II-003	II	自然斜面	梶和崎	石岡	井関	梶和崎	20	50	8	2
463-II-001	II	自然斜面	厚茂	八郷	真家	桶川	300	30	11	3
463-II-002	II	自然斜面	宅地付	八郷	中戸	宅地付	130	50	5	4
463-II-003	II	自然斜面	上根	八郷	吉生	上根	130	45	15	4
463-II-004	II	自然斜面	鳥羽海	八郷	柿岡	鳥羽海	110	50	6	4
463-II-005	II	自然斜面	谷際	八郷	半田	谷際	220	40	6	4
205-III-001	III	自然斜面	染谷A	石岡	染谷		120	30	10	
205-III-002	III	自然斜面	染谷B	石岡	染谷		120	30	10	
205-III-003	III	自然斜面	若宮	石岡	若宮	四丁目	220	30	10	
205-III-005	III	自然斜面	東大橋b	石岡	東大橋	粕上	200	34	20	
205-III-007	III	自然斜面	天神前	石岡	小井戸	天神前	150	30	10	
205-III-008	III	自然斜面	田島	石岡	田島	二丁目	190	30	20	
205-III-009	III	自然斜面	北根本a	石岡	北根本		170	30	10	
205-III-011	III	自然斜面	東田中	石岡	東田中		210	30	10	

箇所番号	箇所分類	斜面区分	箇所名	位置			延長	勾配	高さ	保全 人家 戸数
				地区	大字	小字				
205-Ⅲ-012	Ⅲ	自然斜面	高浜	石岡	高浜		160	30	20	
205-Ⅲ-013	Ⅲ	自然斜面	長見寿	石岡	三村	長見寿	190	34	20	
463-Ⅲ-002	Ⅲ	自然斜面	山根	八郷	大塚	山根	100	30	10	

※区分

危険箇所Ⅰとは、被害想定区域内に人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む）ある箇所。

危険箇所Ⅱとは、被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所

危険箇所Ⅲとは、被害想定区域内に人家がない箇所

急傾斜地崩壊危険区域指定箇所（茨城県地域防災計画資料編より）

箇所番号	箇所名	位置			勾配 度	高さ m	延長 m	面積 ha	人家 戸	指定年 月日	告示 番号 茨城県 告示
		市	大字	小字							
132	西の前	石岡市	高浜	西の前	55	15～19	350	2.607	36	元1.19	62号
138	中山	石岡市	小幡	屋敷	45	20	206	2.992	10	元8.3	912号
179	菖蒲沢-2	石岡市	菖蒲沢	裏山	65	11～19	120	0.506	5	5.5.17	660号
132-2	西の前	石岡市	高浜	西の前	55	15～19	100	0.553	4	5.8.26	1020号
278	北根本	石岡市	北根本		32～51	6.2～20.4	372	1.768	18	20.8.7	1088号
293	西の前-2	石岡市	高浜		30～65	9.6～15.9	100	0.429	6	30.8.30	1072号

資料2-5 市内の危険物施設現況

地域 区分		防火地別				用途地域別														
		防火	準防火	指定なし	計	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居地域	第二種中高層住居地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域計	指定なし	計	
合計		0	5	243	248	0	0	0	4	12	13	11	0	5	4	8	70	121	248	
製造所				1	1												1		1	
貯蔵所	屋内			41	41				1	2						1	31	6	41	
	屋外タンク			19	19				1		1					3	8	6	19	
	屋内タンク			2	2					1							1		2	
	地下タンク		2	57	59				1	4	3	4		2	2		4	39	59	
	簡易タンク				0														0	
	移動タンク		2	20	22				1	4	2			2					13	22
	屋外			5	5													4	1	5
取扱所	給油		1	28	29				1	1	4		1		1	1	1	20	29	
	販売			25	25				1	1				1		1	1	21	25	
	第一種				0														0	
	第二種				0														0	
	一般			40	40				1	1	2				2	19	15	40		
一般	詰替			5	5				1	2				1	1			5		

資料2-6 市内の医療機関一覧

医療機関名	所在地	電話番号
石岡共立病院	大砂10528-25	22-4321
石岡第一病院	東府中1-7	22-5151
山王台病院	東石岡4-1-38	26-3130
旭台病院	旭台1-17-26	26-2131
府中クリニック	府中5-11-1	22-2146
田中クリニック	鹿の子1-11-10	23-2288
渡辺クリニック	東光台4-14-30	26-7633
富田産婦人科医院	茨城3-5-31	23-0311
松葉産婦人科	府中2-4-41	23-2157
柏木医院	石岡2158-3	22-2874
仲田耳鼻咽喉科医院	東大橋2830-1	26-3387
羽成耳鼻咽喉科医院	旭台1-6-1	26-7100
滝田整形外科	府中2-2-12	23-2071
友部整形外科	南台3-34-5	26-2339
石岡皮膚科内科クリニック	国府2-4-9	24-5080
岡崎内科医院	府中1-3-21	22-2014
金丸医院	東光台2-8-5	26-3161
芹澤医院	石岡3165-17	22-2035
関クリニック	府中3-1-6	23-8300
石岡ひかりクリニック	東大橋1898-5	26-8055
桧山医院	東石岡4-11-5	26-3812
渡辺内科	南台3-34-55	26-7760
石岡・平本皮膚科医院	旭台3-22-1	26-8008
石渡眼科	旭台1-1-1	27-0070
長尾眼科	東府中1-15	24-1100
吉田小児科医院	旭台2-3-3	28-0050
久保田病院	行里川26-3	35-5010
ごとう内科	石岡1-14-1	36-0510
杉並クリニック	杉並2-2-19	27-6700
藤井内科クリニック	鹿の子2-1-36	35-5005
豊後荘病院	部原760-1	44-3211
八郷整形外科内科病院	東成井2719	46-1115
桜井病院	半田1886	42-3922
丸山荘病院	柿岡3787	43-0079
江畑医院	柿岡2019	43-0016
吉川医院	柿岡3297	43-0018

医療機関名	所在地	電話番号
グリーンクリニック	柿岡1547-7	36-4120
山王台病院附属眼科・内科クリニック	東石岡5-2-33	26-3533
親見歯科医院	鹿の子2-13-50	24-4182
加藤歯科医院	石岡3165-5	24-2222
石岡みらい矯正歯科	国府4-5-4	24-4118
あおば歯科医院	南台2-6-1	26-0992
あだち歯科医院	小屋66-1	36-4182
小松崎歯科医院	府中1-10-21	22-3282
平井歯科医院	国府3-2-19	22-2473
福田歯科医院	高浜825-15	26-3257
比企歯科医院	東光台1-6-31	26-1456
町田歯科医院	府中1-5-5	22-2464
江橋歯科医院	若松1-12-12	24-1858
中村歯科医院	貝地2-10-35	22-2228
福田歯科医院	国府4-3-47	22-2110
岩田歯科医院	若松2-10-10	22-5855
田中歯科医院	小屋2134-60	44-1168
幕内歯科医院	府中1-2-32	24-0323
富田歯科医院	東石岡3-4-19	26-6677
須藤歯科医院	東光台4-11-1	26-6601
えだ歯科医院	柿岡1860-4	43-0058
吉田歯科医院	杉並1-5-61	22-2209
友部歯科医院	大塚909	44-3331
はせがわ歯科医院	三村2604-5	59-6161
南台歯科医院	南台2-12-9	26-7687
いとう歯科医院	旭台1-16-24	26-8088
旭台歯科診療所	旭台3-20-3	26-7888
千葉歯科クリニック	石岡1-12-1	22-5752
つくば歯科医院	村上103-1	24-3737
湖北歯科医院	田島2-6-3	22-2279
柿岡ファミリー歯科	柿岡3253-1	44-0112
はぎわら歯科クリニック	行里川27-8	56-7570
わかまつ歯科	若松2-1-53	24-1184
石岡矯正歯科・小児歯科	石岡2-6-28	56-6480
石岡第一病院 口腔外科	東府中1-7	23-6677
国府歯科	府中1-3-9 1階	57-3410
山王台病院 歯科口腔外科	東石岡4-1-38	26-3130
タキタデンタルクリニック	府中2-3-25	56-4618

医療機関名	所在地	電話番号
豊後荘病院 口腔外科	部原760-1	44-3211
はたや歯科	杉並1-5-69	24-2020
吉田歯科医院	柿岡1838-2	43-0331

資料2-7 石岡市の指定文化財一覧

指定	区分	名称	指定年月日	所在地	管理者
国	建造物	善光寺楼門	昭58.12.26	太田1887番地	善光寺
国	有形(考古資料)	埴輪男子像	昭34.12.18	水戸市緑町二丁目1番15号	県立歴史館
国	特別史跡	常陸国分寺跡	昭27.3.29	府中五丁目1番	石岡市
国	特別史跡	常陸国分尼寺跡	昭27.3.29	若松三丁目1番	石岡市
国	史跡	舟塚山古墳	大10.3.3	北根本597番外	石岡市
国	史跡	佐久良東雄旧宅	昭19.3.7	浦須314番地1	
国	史跡	常陸国府跡	平22.8.5	総社一丁目278番ほか	石岡市
国	史跡	瓦塚窯跡	平29.10.13	部原604外	石岡市
県	有形(建造物)	石岡の陣屋門	昭43.9.26	総社一丁目2番5号	石岡市
県	有形(建造物)	西光院本堂	昭45.9.28	吉生2734番地	西光院
県	有形(絵画)	扁額三十六歌仙絵14面	昭58.3.18	総社二丁目8番1号	総社宮
県	有形(絵画)	紙本着色釈迦羅漢像	平17.11.25	柿岡2136番地	善慶寺
県	有形(彫刻)	木造立木観音菩薩像	昭36.7.21	吉生2734番地	西光院
県	有形(彫刻)	銅造阿弥陀如来三尊像	昭40.2.24	茨城一丁目12番21号	萬福寺
県	有形(彫刻)	木造十一面観音立像	昭40.2.24	若宮一丁目8番23号	十一面観音保存会
県	有形(彫刻)	木造十一面観音坐像	平18.11.16	田島一丁目2番30号	田島区
県	有形(工芸品)	弥陀名号	昭33.3.12	大增3220番地	大覚寺
県	有形(工芸品)	宝塔鈴	昭40.2.24	若宮二丁目4番24号	不動院
県	有形(工芸品)	蒔絵提筆筥	昭44.12.1	水戸市緑町二丁目1番15号	県立歴史館
県	有形(工芸品)	二枚胴具足	昭45.9.28	山崎635番地	
県	有形(工芸品)	宝篋印塔	昭49.3.31	半田1330番地	
県	有形(工芸品)	漆皮軍配 (伝太田道灌奉納)	昭58.3.18	総社二丁目8番1号	総社宮
県	有形(工芸品)	漆皮軍配 (伝佐竹義宣奉納)	昭58.3.18	総社二丁目8番1号	総社宮
県	有形(書跡)	妙法蓮華経	昭33.3.12	大增3220番地	大覚寺
県	有形(書跡)	一遍上人名号	昭39.7.31	国府三丁目1番13号	
県	有形(書跡)	芹沢文書一括	昭44.12.1	水戸市緑町二丁目1番15号	県立歴史館
県	有形(古文書)	常陸総社文書	昭58.3.18	総社二丁目8番1号	総社宮
県	有形(古文書)	税所文書	平27.1.22	水戸市緑町二丁目1番15号	県立歴史館
県	有形(考古資料)	丸山古墳出土遺物一括	昭42.11.24	柿岡5680番地1	石岡市
県	有形(考古資料)	経筒・石櫃付	昭42.11.24	柿岡5680番地1	石岡市
県	有形(考古資料)	鹿(埴輪)	昭44.3.20	柿岡5680番地1	石岡市
県	有形(考古資料)	巴形銅器	平10.1.21	染谷1646番地	常陸風土記の丘
県	有形(歴史資料)	鹿の子遺跡出土漆紙文書一括	平14.1.25	柿岡5680番地1	石岡市

指定	区分	名称	指定年月日	所在地	管理者
県	有形民俗	土橋町の獅子頭	平 4. 1. 24	総社二丁目8番	土橋町獅子保存会
県	無形民俗	真家みたま踊り	昭33. 3. 12	真家273番地	真家みたま踊り保存会
県	無形民俗	排禍ばやし	昭37. 10. 24	片野620番地	排禍ばやし保存会
県	無形民俗	柿岡からくり人形	昭38. 8. 23	柿岡1857番地	からくり人形保存会
県	無形民俗	石岡ばやし	昭55. 2. 28	石岡二丁目8番地21	石岡囃子連合保存会
県	無形民俗	富田のささら	平 8. 1. 25	国府五丁目9番	富田町ささら保存会
県	史跡	山県大貳の墓	昭10. 11. 26	根小屋779番地	泰寧寺
県	史跡	丸山古墳	昭27. 12. 18	柿岡4123番地	丸山古墳保存会
県	史跡	石岡の一里塚	昭33. 3. 12	石岡2108・12805番地	石岡市
県	史跡	府中愛宕山古墳	昭46. 12. 2	北根本694番地外	石岡市
県	天然記念物	球状花崗岩	昭12. 2. 5	吉生2716番地	
県	天然記念物	佐久の大スギ	昭16. 3. 31	佐久622番地	瓦塚・佐久の大杉保存会
市	有形(建造物)	旧千手院山門	昭53. 9. 11	府中五丁目1番	国分寺
市	有形(建造物)	都々一坊扇歌堂	昭53. 9. 11	府中五丁目1番	国分寺
市	有形(建造物)	盛賢寺阿弥陀堂	昭53. 9. 11	井関1024番地	盛賢寺
市	有形(建造物)	若宮八幡神社本殿	平 5. 3. 25	若宮二丁目1番3号	若宮八幡神社
市	有形(建造物)	高浜神社本殿・拝殿 (附絵馬・2面)	平12. 4. 12	高浜865番地	高浜神社
市	有形(建造物)	常陸国総社宮本殿	平17. 4. 14	総社二丁目8番1号	総社宮
市	有形(絵画)	釈迦涅槃図	昭43. 3. 15	小幡849番地	楽王院
市	有形(絵画)	釈迦三尊十六善神	昭47. 11. 7	太田820番地	
市	有形(絵画)	絹本着色両界曼荼羅図	平17. 9. 15	府中二丁目4番9号	照光寺
市	有形(絵画)	絹本着色釈迦涅槃図	平17. 9. 15	府中二丁目4番9号	照光寺
市	有形(絵画)	絹本着色両界曼荼羅	平28. 11. 16	下林1番地	観音寺
市	有形(彫刻)	釈迦牟尼如来坐像	昭43. 3. 15	真家1686番地	金龍寺
市	有形(彫刻)	薬師如来坐像	昭43. 3. 15	菖蒲沢330番地8	菖蒲沢区
市	有形(彫刻)	聖徳太子浮足の像	昭47. 11. 7	柿岡2741番1号	如来寺
市	有形(彫刻)	仁王像	昭47. 11. 7	菖蒲沢330番地8	菖蒲沢区
市	有形(彫刻)	木造仁王像	昭53. 9. 11	井関1024番地	盛賢寺
市	有形(彫刻)	木造不動明王坐像	昭53. 9. 11	石岡13263番地	行里川不動堂
市	有形(彫刻)	大黒天像	昭55. 6. 27	国府五丁目9番3号	平福寺
市	有形(彫刻)	風間阿弥陀	昭55. 6. 27	総社一丁目2番10号	ふるさと歴史館
市	有形(彫刻)	常陸国総社宮隨身像 (左大臣・右大臣)	昭60. 11. 8	総社二丁目8番1号	総社宮

指定	区分	名称	指定年月日	所在地	管理者
市	有形(彫刻)	聖徳太子像	平 4. 12. 18	上曾2128番地	上曾区
市	有形(彫刻)	薬師如来坐像	平12. 3. 29	瓦谷2540番地13	定光寺
市	有形(彫刻)	不動明王	平12. 3. 29	柿岡2032番地	横室神社
市	有形(彫刻)	鉄造阿弥陀如来坐像	平17. 3. 30	東成井965番地	広福院
市	有形(彫刻)	正法寺百観音像	平17. 3. 30	大增1644番地	正法寺
市	有形(彫刻)	木造阿弥陀如来及び両脇侍立像	平17. 9. 15	北根本580番地1	北根本区
市	有形(彫刻)	木造不動明王及び二童子立像	平17. 9. 15	若宮二丁目4番24号	不動院
市	有形(彫刻)	木造阿弥陀如来坐像	平17. 9. 15	若宮二丁目4番24号	不動院
市	有形(彫刻)	木造十一面観音坐像	平27. 11. 28	根小屋779番地	泰寧寺
市	有形(工芸品)	両界(部)曼荼羅	昭47. 5. 11	半田1117番地	阿弥陀院
市	有形(工芸品)	筑波山碑	昭47. 11. 7	小幡1342番地	宝蘭寺
市	有形(工芸品)	峰寺の梵鐘	昭51. 12. 14	吉生2734番地	西光院
市	有形(工芸品)	矢口石見守の馬旗標	昭53. 8. 23	国府三丁目1番13号	
市	有形(工芸品)	鰐口	昭53. 9. 11	国府五丁目3番	北向観音堂
市	有形(工芸品)	あしを道道標	平12. 3. 29	上曾2196番地	
市	有形(工芸品)	兜塚古墳調査記念碑	平12. 3. 29	瓦谷2339番地	
市	有形(書跡)	後花園天皇宸筆	昭43. 3. 15	小山田70番地	
市	有形(書跡)	咩俊和尚過去帳	昭43. 3. 15	下林193番地	観音寺
市	有形(書跡)	弥陀名号	昭46. 11. 26	半田1117番地	阿弥陀院
市	有形(書跡)	隠元禅師の書	昭47. 11. 7	柿岡1890番地	
市	有形(古文書)	府中雑記	昭53. 8. 23	国府三丁目1番13号	
市	有形(古文書)	関川文書一括	昭53. 8. 23	正上内6番17号	石岡市
市	有形(古文書)	常陸府中矢口平右衛門家文書	平 2. 2. 14	国府三丁目1番13号	
市	有形(考古資料)	常陸国分僧寺跡出土古瓦	昭53. 8. 23	正上内6番17号	石岡市
市	有形(考古資料)	常陸国分尼寺跡出土古瓦	昭53. 8. 23	正上内6番17号	石岡市
市	有形(考古資料)	常陸国分尼寺跡出土墨書土器	昭53. 8. 23	正上内6番17号	石岡市
市	有形(考古資料)	舟塚山古墳群17号墳出土短甲・盾・直刀	昭53. 8. 23	染谷1646番地	常陸風土記の丘
市	有形(考古資料)	茨城廃寺礎石1号・2号・3号・4号	昭55. 6. 27	国府五丁目9番3号	平福寺
市	有形(考古資料)	茨城廃寺礎石5号	昭55. 6. 27	貝地二丁目17番	
市	有形(考古資料)	茨城廃寺礎石6号	昭55. 6. 27	国府六丁目2番3号	清涼寺
市	有形(考古資料)	茨城廃寺礎石7号	昭60. 11. 8	国府六丁目2番3	清涼寺
市	有形(歴史資料)	大乘妙典日本廻国供養碑(日本地図線刻入)	昭58. 7. 28	染谷1111番地2	

指定	区分	名称	指定年月日	所在地	管理者
市	有形民俗	富田のささら(若獅子・女獅子・老獅子)	昭56.11.25	国府五丁目9番	富田町町内会
市	有形民俗	染谷十二座神楽(猿田彦の面他26)	昭56.11.25	染谷1013番地	染谷十二座神楽保存会
市	有形民俗	仲之内町の獅子頭	平 5. 3.25	府中一丁目10番32号	隅之宮福德稲荷神社
市	有形民俗	中町の山車人形「日本武尊」1体	平16. 3.25	国府三丁目2番6号	中町町内会
市	有形民俗	金丸町の山車人形「辨財天」1体(附金丸町の山車飾り一式)	平16. 3.25	国府一丁目1番12号	金丸町町内会
市	有形民俗	金丸町の山車	平16. 3.25	総社二丁目2番	石岡市
市	無形民俗	太々神楽(十二面神楽)	昭46.11.26	柿岡1857番地	太々神楽保存会
市	無形民俗	根小屋代々十二面神楽	昭47.12.22	根小屋416番地	代々十二面神楽保存会
市	無形民俗	柿岡荒宿「ささら舞」	平 8. 3.31	柿岡荒宿区	「ささら」保存会
市	無形民俗	柿岡館「獅子舞」	平 8. 3.31	柿岡館区	館獅子保存会
市	無形民俗	代田の大人形(通称:ダイダラボッチ)	平16. 3.25	井関	
市	無形民俗	常陸國總社宮祭礼の獅子・山車・ささら行事	令 3.10.20	総社二丁目ほか	
市	史跡	佐自塚古墳	昭43. 3.15	佐久170番地	
市	史跡	柿岡城址	昭47. 4.19	柿岡2159番地2	石岡市
市	史跡	片野城址	昭47. 4.19	根小屋847番地	石岡市
市	史跡	府中城の土塁	昭53. 8.23	総社一丁目2番	石岡市
市	史跡	常陸大掾氏墓所	昭53. 8.23	国府五丁目9番13号	平福寺
市	史跡	常陸府中藩主松平家墓所	昭53. 8.23	府中二丁目4番	照光寺
市	史跡	旧光安寺「虚無僧」の墓碑	平 7.12. 1	根小屋98番地	
市	史跡	岩谷古墳	平12. 3.29	青田136番地4	
市	史跡	茨城廃寺跡	平24. 3.21	貝地二丁目5071番外	
市	史跡	鹿の子大塚山古墳	平29. 4.19	鹿の子三丁目9880番1	
市	名勝	大覚寺庭園	昭43. 3.15	大増3220番地	大覚寺
市	名勝	鳴滝	平12. 3.29	瓦谷3917番地29	日笠神社/定光寺
市	天然記念物	太田のイヌグス	昭47.11. 7	太田965番地	
市	天然記念物	須釜のイトヒバ	昭47.11. 7	須釜1365番地	
市	天然記念物	中山のゴヨウマツ	昭47.11. 7	小幡3609番地	
市	天然記念物	姫春蟬の生息地	昭51.12.14	菖蒲沢661番地	
市	天然記念物	姫春蟬の生息地	昭51.12.14	小山田68番地	
市	天然記念物	上青柳の大ヤマザクラ	平 4.12.18	上青柳306番地	

資料2-8 石岡市災害対策本部条例

石岡市災害対策本部条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 27 号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、石岡市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(平24条例22・一部改正)

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部の設置)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

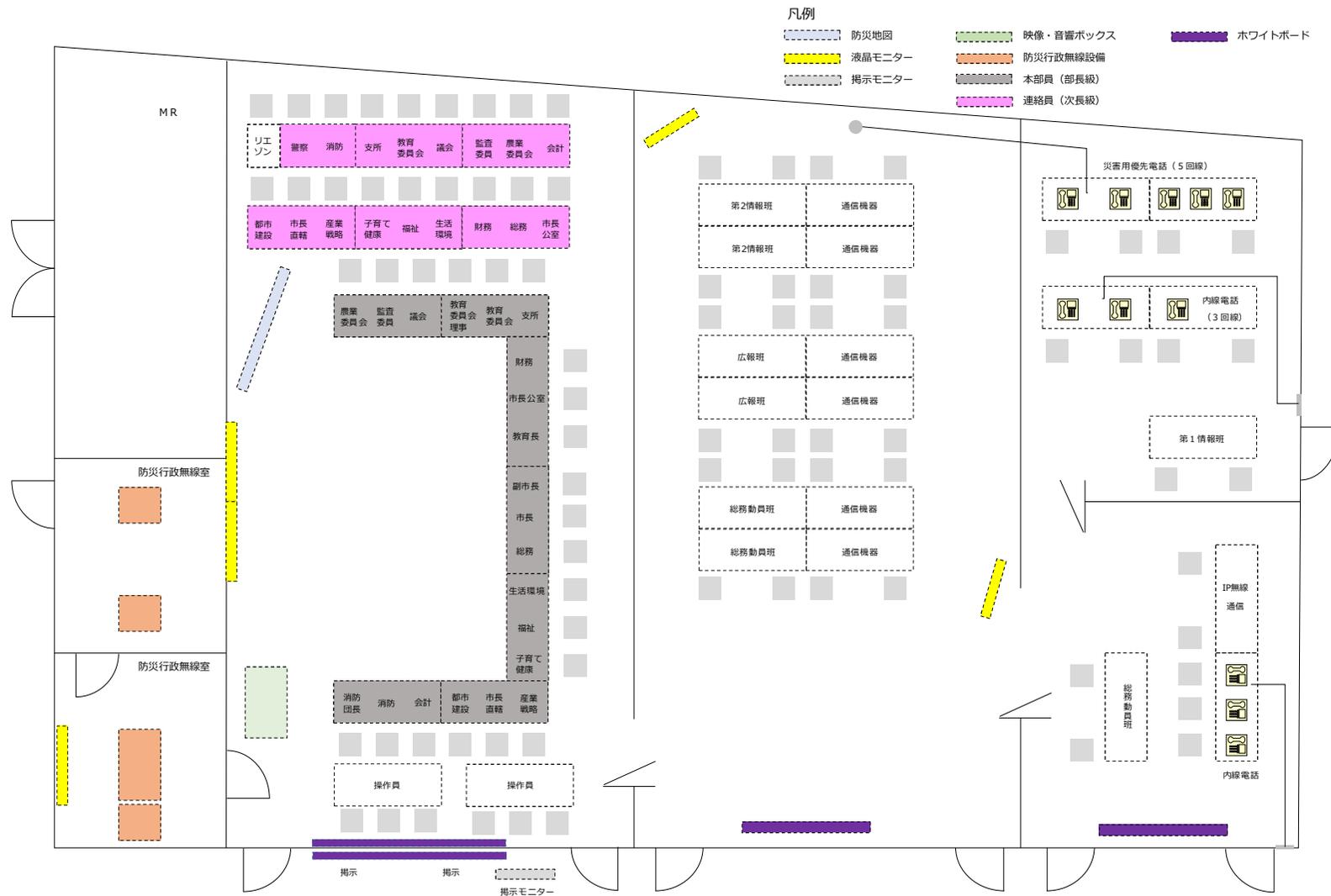
この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成24年12月19日条例第22号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

資料2-9 石岡市災害対策本部室配置概要図



資料2-10 職員の健康管理及び給食等に関する事項

総務部長は、職員の健康管理及び給食等に必要な基本的な措置を講じるものとし、各部長及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態等に配慮し、適切な措置をとるものとする。

なお、職員の健康管理、給食、給水等の業務（以下「給養業務」という）は、総務動員班が行う。また、各部長は、部内の給養業務を処理させるため、あらかじめ給養担当を定めておくものとする。

(1) 休憩・仮眠

項 目	内 容
休憩・仮眠	<ul style="list-style-type: none"> ○各班長は、必要と認めるときは、在庁待機者その他必要と認めるものに各班の事務室（庁舎内各課の部屋）において休憩・仮眠を取らせる。 ○総務部長は、災害の状況、職員の動員等を勘案し、休憩・仮眠のための施設（以下「休憩・仮眠施設」）を設置する。 ○総務動員班長は、休憩仮眠施設を設置したときは、速やかに各部給養担当者に連絡する。
寝具の貸与	<ul style="list-style-type: none"> ○各部給養担当者は、活動体制決定の都度、在庁待機者の各班事務室における休憩・仮眠に必要な寝具の数量を取りまとめ、速やかに総務動員班長に報告するものとする。 ○総務動員班長は、前記報告に基づき、各部に貸与する寝具の数量及び引き渡し場所等を決定し、各部給養担当者に通知し、貸与する。なお、貸与に関する具体的要領は、総務動員班長が別に定める。
休憩・仮眠施設の利用	<ul style="list-style-type: none"> ○各部給養担当者は、活動体制決定の都度、休憩・仮眠施設の利用者数をとりまとめ、総務動員班長に報告する。 ○総務動員班長は、前記報告に基づき利用者数と休憩・仮眠施設の収容人員を勘案し、利用施設名及び人員を決定して各部給養担当者に通知する。なお、利用に関する具体的要領は総務動員班長が別に定める。
寝具の備蓄・調達	<ul style="list-style-type: none"> ○寝具の備蓄数量は非常配備体制発令時、登庁可能な本庁近傍（6 km）在住の職員のおおむね2分の1とし、不足する場合は、総務部長が財政班長に要請し、調達する。

(2) 医療

各班長は、班員のうち疲労が甚だしいと認められる者、健康の異常を訴える者、その他医師の診療を必要と認める者等がある場合は、直ちに総務動員班長に通報し、その指示に従って適切な措置をとる。

(3) 給食等

項 目	内 容
職員への給食	職員に必要な給食は原則として保存食（乾パン、缶詰等）とする。ただし、可能な場合には、にぎり飯または適当な加工食とする。
飲料水の確保	庁内給水施設が利用不能の場合及びその他の方法による飲料水の確保が困難な場合は、保存飲料水とする。
必要食数報告	各部給食担当者は、動員数に応じた必要食数を総務動員班長に報告する。
引 き 渡 し	総務動員班長は、前記報告に基づき、食料、飲料水の数量及び引き渡しの場所を決定し、速やかに各部給食担当者に通知し、引き渡す。なお、引き渡しに関する具体的要領は、総務動員班長が別に定める。

資料2-11 非常・緊急通話及び電報の内容等

区分	通話及び電報の内容	機関等
非常 通話 及 び 電 報	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
	2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	1 水防機関相互間 2 消防機関相互間 3 水防機関と消防機関相互間
	3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	1 消防機関相互間 2 災害救助機関相互間 3 消防機関と災害救助機関相互間
	4 鉄道その他の交通施設（道路・港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧、その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	1 警察機関相互間 2 防衛機関相互間 3 警察機関と防衛機関相互間
	8 災害予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間
緊急 通話 及 び 電 報	1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他これに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	1 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（非常扱いの通話の表中8欄に掲げるものを除く） 2 ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 3 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 4 緊急事態の発生の実態を知った者と県、市町村、消防機関との間
	2 治安の維持のため緊急を要する事項	1 警察機関相互間 2 防衛機関相互間 3 警察機関と防衛機関相互間 4 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	3 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
	4 天災、事変その他災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信者の機関相互間

資料2-12 警察通信設備の使用手続き

1 市の機関が警察電話（優先電話及び無線電話）を使用する場合は、県による警察本部との協定に準じ、次の手続きによって行う。

(1) 警察電話使用要請は、原則として次の申込書による。

ただし、緊急やむを得ない場合は、電話または口頭により行うものとする。

警察電話使用申込書	
使用の理由	
通 信 事 項	
発信者名 住所及び 電話番号	
着信者名 住所及び 電話番号	
処 置	利用又は使用できなかった場合、その理由を記入 利用又は使用させた場合は利用、使用の別、送信者名、相手方の受信者名並びに連絡済みの時間を記入

年 月 日

茨城県警察本部長

殿

(○○警察署長)

石岡市 ○○長 氏名 印

(注) 本申込書は正、副の複写とする。

資料2-13 被害の判定基準表

被害区分		判定基準等
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者 軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち「重傷者」とは1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
	住家全壊 (全焼・全流出)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
	住家半壊 (半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には損壊部分とその住宅の延床面積の50%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものであるとする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には損壊部分とその住宅の延床面積の30%以上50%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものであるとする。
	半壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くものである。具体的には損壊部分とその住家の延床面積の20%以上30%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものであるとする。

被害区分		判定基準等
住家の被害	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみとする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	がけくずれ	自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし又は道路、交通等に支障を及ぼしたものをいう。ただし、被害を与えなくても、その崩落、崩壊が50立方mを超えらると思われるものとする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

被害区分		判定基準等
その他	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
火災発生		火災発生件数については地震又は火山の噴火の場合のみとする。
り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り災者		り災世帯の構成員とする。
被害額算定時	公立文教施設	公共の文教施設をいう。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路及び下水道とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

被害の程度及び応急対策状況（経過）要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

- ・人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
- ・避難の状況
- ・主要河川、ため池等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- ・電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・応援要請又は職員派遣の状況

資料2-14 NHK水戸放送局及び(株)茨城放送に対する放送要請手続き

1 放送の要請

知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、予め協議して定めた手続きにより、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送をNHK水戸放送局及び(株)茨城放送に要請する。

なお、市町村長の放送要請は知事を通して行うものとする。

2 要請の手続き

放送の要請は茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課長が次の放送申込書に必要事項を記入のうえ行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話（日本放送協会水戸放送局221-7101、(株)茨城放送244-2121）又は口頭により行う。

放送申込書	
放送要請の理由	
放送事項	
その他必要な事項	

年 月 日

殿

茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課長 氏名 印

（注）本申込書は正、副の複写とし、防災・危機管理課長氏名印は正のみとする。

資料2-15 自衛隊に対する災害派遣要請依頼書

		文書番号	
		年	月
		日	
茨城県知事 殿			
		機関・職・氏名	印
自衛隊の災害派遣要請について（依頼）			
このことについて、自衛隊法第83条の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。			
記			
1 災害の状況及び派遣要請の理由			
(1) 災害の種類 水害, 地震, 津波, 風害, 火災, 土砂崩れ, 遭難, 交通事故, その他 ()			
(2) 災害発生の日時 年 月 日 時 分			
(3) 場所			
(4) 被害状況			
(5) 要請する理由			
2 派遣を希望する期間 自 年 月 日 時 分			
至 年 月 日 時 分			
3 派遣を希望する区域及び活動内容			
市 町			
(1) 派遣希望区域 県			
郡 村			
(2) 活動内容			
4 その他参考事項			
(1) 現地において協力しうる団体, 人員, 機材等の数量及びその状況			
(2) 派遣部隊の宿営 (宿泊) 地または宿泊施設の状況			
(3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法			
(4) 気象の概況			
(5) その他			

資料2-16 自衛隊に対する部隊撤収要請依頼書

		文書番号	
		年	月 日
茨城県知事殿			
		機関・職・氏名	印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）			
令和 年 月 日付	号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり部隊の撤収要請を依頼します。		
記			
1 撤収要請理由			
2 撤収期日	年	月 日	時 分
3 その他必要事項			

資料2-17 茨城県防災ヘリコプター応援要綱

茨城県防災ヘリコプター応援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が設置する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）による県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）に対する災害による被害拡大防止のための応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請)

第2条 災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長又は消防長（以下「発災市町村等の長」という。）は、当該災害について、次の各号のいずれかに該当することにより防災ヘリの応援を必要と判断した場合は、知事に対してその要請をすることができる。

- (1) 災害が、複数の市町村等に拡大するおそれがある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、災害防止が著しく困難と認められる場合
- (3) 被害者の救急搬送その他防災ヘリの応援が必要と認められる場合

(応援要請の方法)

第3条 応援の要請は、県防災・危機管理部消防安全課防災航空室あてに、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害発生現場の最高指揮者の職氏名及び連絡方法
- (5) 飛行場以外の離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第4条 知事は、前2条の規定により防災ヘリの応援の要請を受けた場合は、災害発生現場の気象状況等を確認し、応援が必要と認めたときは、消防安全課防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、防災ヘリの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第5条 災害現場における防災航空隊の指揮は、派遣を受けた発災市町村等の長が行うものとする。ただし、緊急の場合の防災航空隊の指揮は、災害現場の最高指揮者が行うことができる。

(経費負担)

第6条 防災へりの応援に要する費用は、県が負担するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、防災へりの応援に関し必要な事項は、県が市町村等と協議して定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

資料2-18 茨城県災害救助法施行細則抜粋

○茨城県災害救助法施行細則

(昭和36年8月5日茨城県規則第83号)

最終改正：令和02年06月01日規則第54号

第1条 知事は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)による救助の実施を決定したときは、市町村別の適用地域を告示するものとする。

第2条 救助に関する組織は、別に定める。

第3条 災害救助法施行令(昭和22年政令第225号。以下「令」という。)第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第1に定める基準(以下「救助基準」という。)による。ただし、知事は、この救助基準により難い特別の事情があるときは、その都度、必要に応じて市町村長の意見を聞き、内閣総理大臣に協議し、特別基準を設定することができる。

2 前項に定めるものを除くほか、特別基準の設定に関し必要な事項は別に定める。

第4条 災害救助法施行規則(昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。)第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公用令書 様式第1号の1から様式第1号の4まで
- (2) 公用変更令書 様式第2号
- (3) 公用取消令書 様式第3号

2 前項第1号の公用令書を交付したときは、強制物件台帳(様式第4号)に登録するものとする。

3 第1項第2号の公用変更令書又は同項第3号の公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録し、公用変更令書にあっては、変更事項を記録するものとする。

第5条 当該職員が規則第2条の規定により収用し、又は使用すべき物資の引渡しを受け、同条第3項の規定により受領調書(様式第5号)を作成する場合は、その物資の所有者又は権原に基づいてその物資を占有する者(以下「占有者」という。)の立会いの下に行わなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

第6条 規則第3条の規定による損失補償請求書は、様式第6号による。

2 損失補償請求書の提出があったとき、及びこれに基づき損失の補償を行ったときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

第7条 規則第4条の規定による公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公用令書 様式第7号
- (2) 公用取消令書 様式第8号

2 前項第1号の公用令書を交付したときは、救助従事者台帳(様式第9号)に登録するものとする。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録してこれを抹消するものとする。

第8条 規則第4条第2項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
- (2) 天災その他避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書

第9条 令第5条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、別表第2による。

第10条 規則第5条の規定による実費弁償請求書は、様式第10号による。

第11条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項に規定する当該職員の身分を示す証票は、様式第11号による。

第12条 令第8条第2項第2号の規定により知事が定める額は、法第7条の規定により救助に関する業務に従事した者のうち、労働基準法(昭和22年法律第49号)に規定する労働者でない者については、同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者が通常得ている収入の額とする。

第13条 令第8条第2項第3号の規定により知事が定める額は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和27年政令第429号)第5条に規定する給付基礎額とする。

第14条 規則第6条に規定する扶助金支給申請書は、様式第12号による。扶助金支給申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係るものには、次の各号の区分による当該各号に規定する書類を添付しなければならない。

- (1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他の収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
- (2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

2 救助に関する業務に協力した者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、規則第6条の規定に基づき扶助金を受けようとするときは、同条及び前項各号に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書を添付しなければならない。

別表第1(第3条)

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所

- ア 「避難所」は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。
- イ 「避難所」は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。
- ウ 「避難所」設置のため支出できる費用は、「避難所」の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり330円以内とする。
- エ 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。
- オ 「避難所」での避難生活が長期にわたる場合等においては、「避難所」で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
- カ 「避難所」を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

「応急仮設住宅」は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに対して、建設し、民間賃貸住宅を借り上げ、又はその他の適切な方法により供与するものとする。

ア 建設型仮設住宅

- (ア) 建設型応急住宅(建設して供与する「応急仮設住宅」をいう。以下同じ。)の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、私有地を利用することができる。
- (イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定するものとし、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費その他の一切の経費とし、5,714,000円以内とする。
- (ウ) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。ただし、50戸未満の場合であっても、その戸数に応じた小規模な居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。
- (エ) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置することができる。
- (オ) 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。
- (カ) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。

- (キ) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。
- イ 借上型仮設住宅
- (ア) 賃貸型応急住宅(借り上げて供与する「応急仮設住宅」をいう。以下同じ。)の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア(イ)の規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。
- (イ) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。
- (ウ) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、ア(カ)の期間と同様の期間とする。
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (1) 炊き出しその他による食品の給与
- ア 「炊き出しその他による食品の給与」は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。
- イ 「炊き出しその他による食品の給与」は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- ウ 「炊き出しその他による食品の給与」を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,160円以内とする。
- エ 「炊き出しその他による食品の給与」を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。
- (2) 飲料水の供給
- ア 「飲料水の供給」は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。
- イ 「飲料水の供給」を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。
- ウ 「飲料水の供給」を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (1) 「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。
- (2) 「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。
- ア 被服、寝具及び身のまわり品
- イ 日用品
- ウ 炊事用具及び食器
- エ 光熱材料
- (3) 「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」のため支出できる費用は、季別(災害発生の日をもって決定する。)及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額以内とする。
- ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬季	10月～3月	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
冬季	10月～3月	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

(4) 「被服，寝具，その他生活必需品の給与又は貸与」は，災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 「医療」は，災害のため医療のみちを失った者に対して，応急的に処置するものとする。

イ 「医療」は，救護班によって行うものとする。ただし，急迫した事情がありやむを得ない場合においては，病院又は診療所（「あん摩マツサージ指圧師，はり師，きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）」及び「柔道整復師法（昭和45年法律第19号）」に規定するあん摩マツサージ指圧師，はり師，きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において，「医療」（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができるものとする。

ウ 「医療」は，次の範囲内において行うものとする。

(ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置，手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

エ 「医療」のため支出できる費用は，救護班による場合は，使用した薬剤，治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし，病院又は診療所による場合は，国民健康保険の診療報酬の額以内とし，施術者による場合は，協定料金の額以内とする。

オ 「医療」を実施できる期間は，災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 「助産」は，災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって，災害のため助産のみちを失った者に対して行うものとする。

イ 「助産」は，次の範囲内において行うものとする。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿，ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 「助産」のため支出できる費用は救護班による場合は，使用した衛生材料等の実費とし，助産師による場合は，慣行料金の2割引以内の額とする。

エ 「助産」を実施できる期間は，分べんした日から7日以内とする。

5 被災者の救出

(1) 「被災者の救出」は，災害のため現に生命，身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し，救出するものとする。

(2) 「被災者の救出」のため支出できる費用は，舟艇その他救出のための機械，器具等の借上費又は購入費，修繕費及び燃料費等とし，当該地域における通常の実費とする。

(3) 「被災者の救出」を実施する期間は，災害発生の日から3日以内とする。

6 被災した住宅の応急修理

(1) 「住宅の応急修理」は，災害のため，住家が半壊，半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け，自らの資力では 応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

(2) 「住宅の応急修理」は，居室，炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し，現物をもって行うものとし，その修理のため支出できる費用は，一世帯当たり次に掲げる額以内とする。

ア イに掲げる世帯以外の世帯 595,000円

- イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円
- (3) 「住宅の応急修理」は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。
- 7 生業に必要な資金の貸与
- (1) 「生業に必要な資金の貸与」は、住家が全壊、全焼又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。
- (2) 「生業に必要な資金」は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。
- (3) 「生業に必要な資金の貸与」として貸付けできる金額は、次以内の額とする。
- ア 生業費 1件当たり 30,000円以内
- イ 就職支度費 1件当たり 15,000円以内
- (4) 「生業に必要な資金の貸与」には次の条件を付するものとする。
- ア 貸与期間 2年以内
- イ 利子 無利子
- (5) 「生業に必要な資金の貸与」は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。
- 8 学用品の給与
- (1) 「学用品の給与」は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。
- (2) 「学用品の給与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。
- ア 教科書
- イ 文房具
- ウ 通学用品
- (3) 「学用品の給与」のため支出できる費用は、次の額以内とする。
- ア 教科書代
- (ア) 小学校児童及び中学校生徒
「教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
- (イ) 高等学校等生徒
正規の授業で使用する教材を給与するための実費
- イ 文房具及び通学用品費
- 小学校児童 1人当たり 4,500円
- 中学校生徒 1人当たり 4,800円
- 高等学校等生徒 1人当たり 5,200円
- (4) 「学用品の給与」は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了するものとする。
- 9 埋葬
- (1) 「埋葬」は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。
- (2) 「埋葬」は、次の範囲内において、原則として棺又は棺材の現物をもって実際に埋葬を実施するものに支給するものとする。
- ア 棺(付属品を含む。)
- イ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
- ウ 骨つぼ及び骨箱
- (3) 「埋葬」のため支出できる費用は、1体当たり大人215,200円、小人172,000円以内とする。
- (4) 「埋葬」は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
- 10 死体の捜索

- (1) 「死体の捜索」は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うとする。
 - (2) 「死体の捜索」のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
 - (3) 「死体の捜索」は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
- 11 死体の処理
- (1) 「死体の処理」は、災害の際死亡した者について死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。
 - (2) 「死体の処理」は、次の範囲内において行うものとする。
 - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - イ 死体の一時保存
 - ウ 検案
 - (3) 検案は、原則として救護班によって行う。
 - (4) 「死体の処理」のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。
 - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。
 - イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり5,400円以内とする。ただし、死体の一部保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、これらの費用に当該地域における通常の実費を加算することができる。
 - ウ 救護班による検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
 - (5) 「死体の処理」は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
- 12 障害物の除去
- (1) 「障害物の除去」は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
 - (2) 「障害物の除去」のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が137,900円以内とする。
 - (3) 「障害物の除去」は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
- 13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費
- (1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。
 - ア 被災者の避難に係る支援
 - イ 医療及び助産
 - ウ 被災者の救出
 - エ 飲料水の供給
 - オ 死体の捜索
 - カ 死体の処理
 - キ 救助用物資の整理配分
 - (2) 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
 - (3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。
- 14 救助事務費
- (1) 救助事務費(「救助の事務」を行うのに必要な費用をいう。以下同じ。)に支出できる範囲は、「救助の事務」を行うのに要した経費(救助の実施期間内のものに限る。)及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。
 - ア 時間外勤務手当
 - イ 賃金職員等雇上費
 - ウ 旅費

- エ 需用費(消耗品費, 燃料費, 食糧費, 印刷製本費, 光熱水費及び修繕料をいう。)
- オ 使用料及び賃借料
- カ 通信運搬費
- キ 委託費
- (2) 各年度において, 救助事務費に支出できる費用は, 法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る前号アからキまでに掲げる費用について, 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し, 各災害の当該合算した額の合計額が, 国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に, 次に掲げる区分に応じ, それぞれ次に定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。
- ア 3,000万円以下の部分の金額 100分の10
- イ 3,000万円を超え6,000万円以下の部分の金額 100分の9
- ウ 6,000万円を超え1億円以下の部分の金額 100分の8
- エ 1億円を超え2億円以下の部分の金額 100分の7
- オ 2億円を超え3億円以下の部分の金額 100分の6
- カ 3億円を超え5億円以下の部分の金額 100分の5
- キ 5億円を超える部分の金額 100分の4
- (3) 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは, 第1項から第13項までに規定する救助の実施のために支出した費用及び別表第2に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額, 法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額, 令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額, 法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額(救助事務費の額を除く。)の合計額をいう。

別表第2(第9条)

令第5条の規定による実費弁償

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師

1人1日当たり 21,200円以内

イ 薬剤師, 診療放射線技師, 臨床検査技師, 臨床工学技士及び歯科衛生士

1人1日当たり 15,800円以内

ウ 保健師, 助産師, 看護師及び准看護師

1人1日当たり 16,800円以内

エ 救急救命士

1人1日当たり 15,100円以内

オ 土木技術者及び建築技術者

1人1日当たり 16,500円以内

カ 大工

1人1日当たり 25,000円以内

キ 左官

1人1日当たり 25,800円以内

ク とび職

1人1日当たり 24,800円以内

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに前号アからクまでに定める日当額を基礎とし, 常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

(3) 旅費

職種ごとに第1号アからクまでに定める日当額を基礎とし, 常勤職員との均衡を考慮して, 職員の旅費に関する条例(昭和28年茨城県条例第56号)に定める額以内とする。

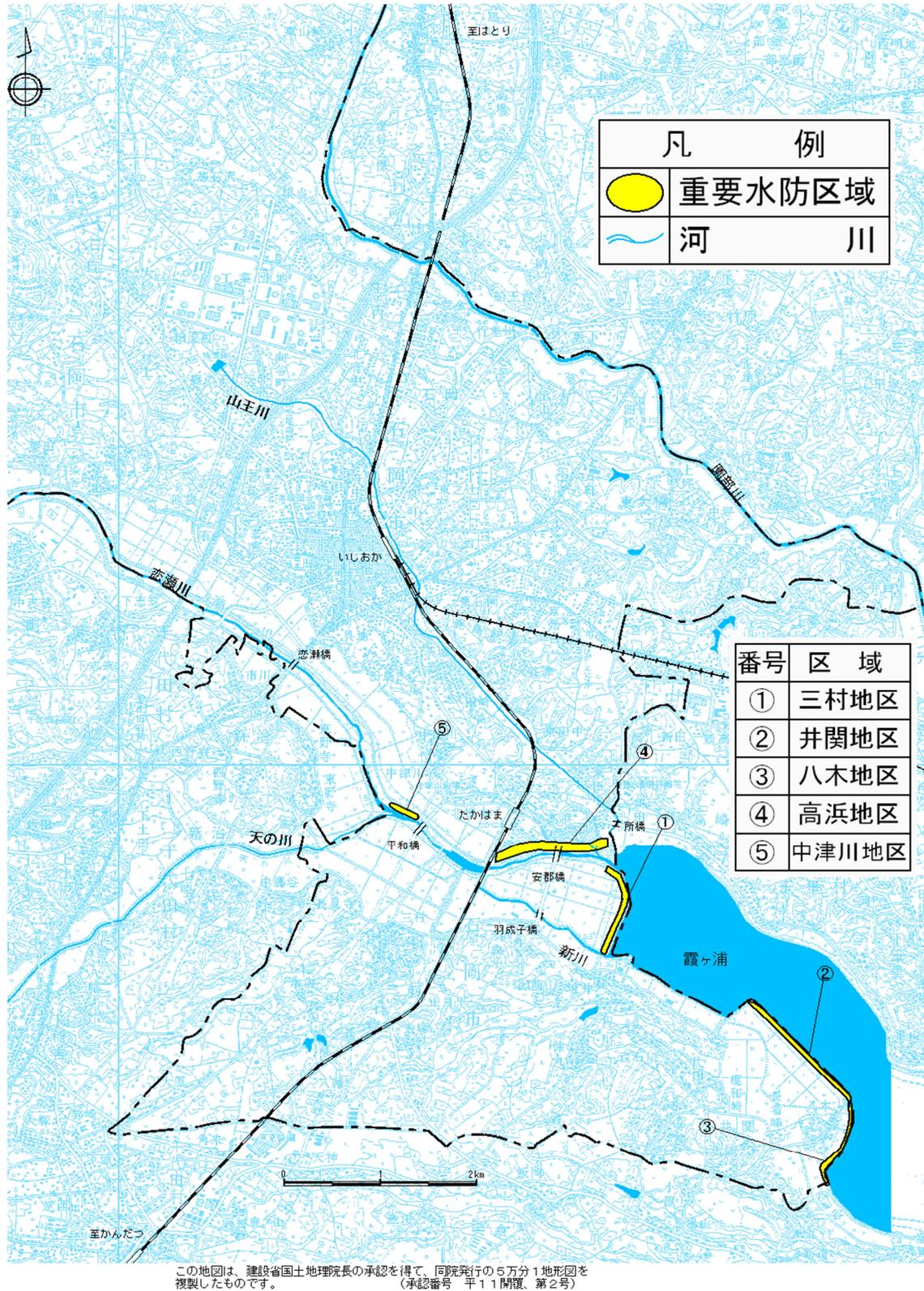
2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

資料2-19 石岡市簡易ガス事業者・LPガス販売事業者一覧

事業所名	LPガス販売事業者	簡易ガス事業者	住所	電話番号	FAX番号
茨石商事株式会社	○	○	石岡市府中2-3-19	0299-24-2680	0299-23-8056
茨石ガス株式会社		○	石岡市府中2-3-19	0299-24-3355	0299-23-8056
岡野石油店	○		石岡市村上628	0299-23-8039	0299-23-8059
有限会社須崎石油店	○		石岡市並木4-21	0299-23-0136	0299-23-0865
㈱サイサン石岡営業所	○	○	石岡市正上内12-6	0299-24-0596	0299-24-0877
友水総合燃料株式会社	○		石岡市府中1-10-11	0299-22-2554	0299-23-9984
幕内商店燃料部	○		石岡市国府5-7-18	0299-22-2705	0299-22-2705
石岡石油販売株式会社	○		石岡市国府3-4-22	0299-22-5393	0299-22-5393
宇田川石油株式会社石岡営業所	○		石岡市鹿の子1-15-21	0299-22-5137	0299-22-5130
株式会社浅野燃料	○		石岡市東光台5-1-1	0299-26-5498	0299-26-6987
殿塚プロパン	○		石岡市高浜805	0299-26-3210	0299-26-6830
鈴木新商店	○		石岡市三村1795-1	0299-22-2838	0299-24-1534
岡田屋商店	○		石岡市石川7	0299-26-4888	0299-26-4888
鈴木石油店	○		石岡市井関961	0299-26-2292	0299-26-2242
新ひたち野農業協同組合ガスセンター	○		石岡市府中4-8-17	0299-23-6311	0299-24-1346
有限会社タカノ燃料店	○		石岡市三村2603-211	0299-59-3301	0299-59-6598
富士菱石油株式会社液化ガス事業部	○		石岡市東府中23-4	0299-22-2171	0299-24-1048
坂本商店	○		石岡市高浜898	0299-26-3235	
かもめガス株式会社石岡支店	○	○	石岡市東田中1136-1	0299-26-1130	0299-26-1492
堀川産業株式会社エネクル石岡	○	○	石岡市府中4-7-37	0299-23-4651	0299-23-4653
蒲原燃料住宅設備株式会社石岡営業所	○		石岡市正上内10-36	0299-23-5739	0299-24-4146
木村プロパン	○		石岡市大塚1868	0299-43-2739	0299-43-2739
九島産業株式会社	○		石岡市上林88-1	0299-43-1171	0299-44-1147
山城屋川井清商店	○		石岡市柿岡1896-1	0299-43-0006	0299-43-3332
株式会社モガキ	○		石岡市柿岡1906-1	0299-43-0002	0299-36-4160
常陸屋燃料	○		石岡市柿岡1921-4	0299-43-0011	0299-43-0011
有限会社萩原設備工業	○		石岡市柿岡2079	0299-43-0036	0299-43-0559
有限会社萩原石油	○		石岡市柿岡2348	0299-43-0133	0299-43-0133
磯山石油店	○		石岡市宇治会1759	0299-43-1121	0299-43-1122
大塚商店	○		石岡市小幡702	0299-42-3510	0299-42-3510
飯田商店	○		石岡市小幡3160-4	0299-42-3505	0299-42-2548
大山石油店	○		石岡市下林835-2	0299-43-0509	0299-43-1226
有限会社小林商事	○		石岡市片野707	0299-43-0275	0299-43-0266
真家石油店	○		石岡市山崎1719-5	0299-46-2032	0299-28-9511
有限会社皆川商店	○		石岡市山崎2239-3	0299-46-0535	0299-46-0535
有限会社山田石油店	○		石岡市東成井2024	0299-46-2185	0299-46-2185
やさと農業協同組合	○		石岡市柿岡3236-6	0299-43-1101	0299-43-1106

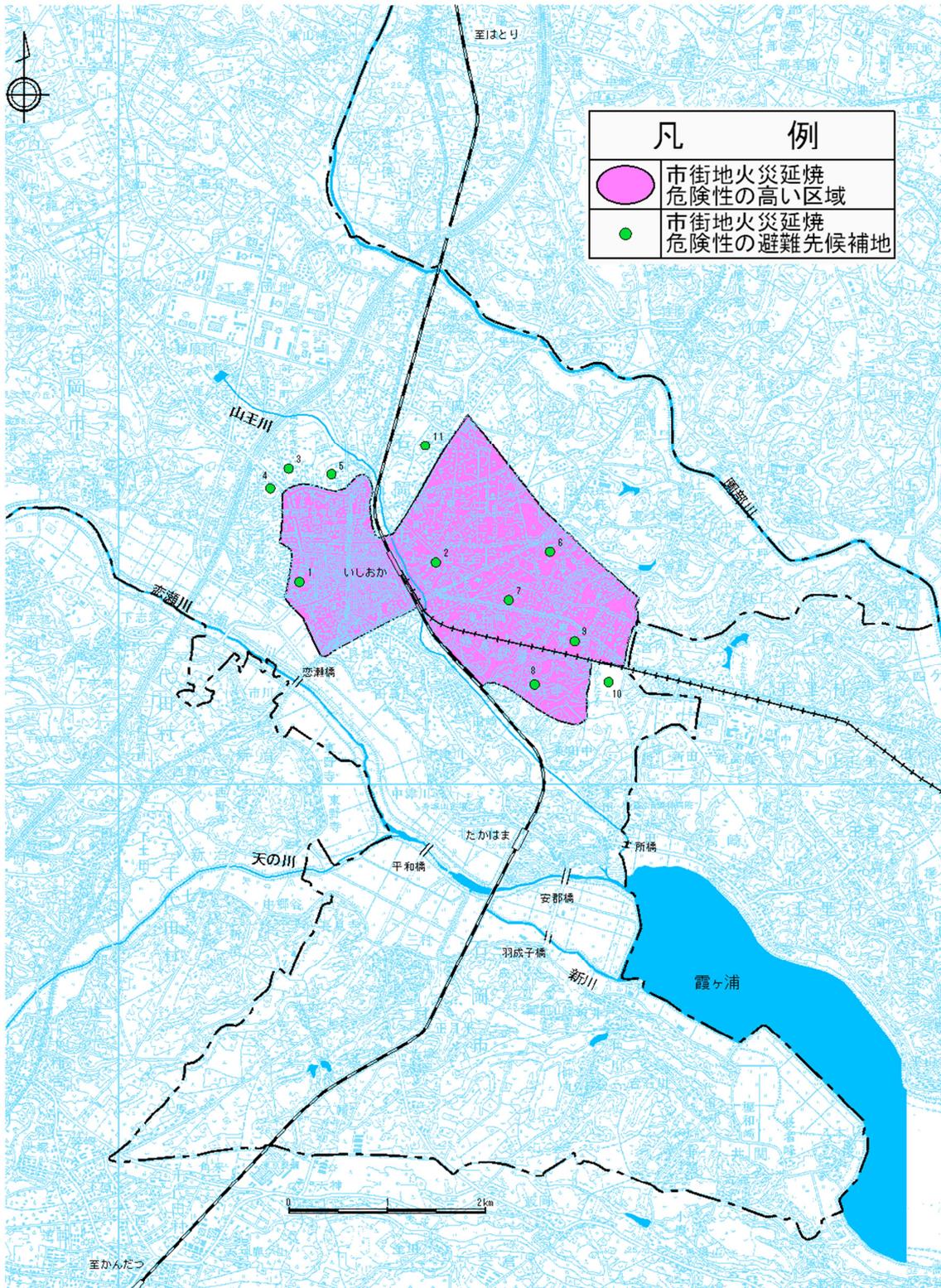
資料3-1 重要水防区域



資料3-2 土石流危険溪流一覧

溪流番号	区分	水系名	河川名	溪流名	地区	大字
463-I-001	I	利根川	川又川	長沢	八郷	弓弦
463-I-002	I	利根川	川又川	鳴沢	八郷	小幡
463-I-003	I	利根川	川又川	藤本沢	八郷	小幡
463-I-004	I	利根川	恋瀬川	上根沢	八郷	吉生
463-I-005	I	利根川	恋瀬川	吉生沢	八郷	吉生
463-I-006	I	利根川	小川	割石沢	八郷	上曾
463-I-007	I	利根川	小川	北割石沢	八郷	上曾
463-I-008	I	利根川	恋瀬川	上山沢	八郷	小屋
463-I-009	I	利根川	恋瀬川	猪内沢	八郷	龍明
463-I-010	I	利根川	恋瀬川	堂平沢	八郷	大塚
463-I-011	I	利根川	恋瀬川	天神沢	八郷	大增
463-I-012	I	利根川	恋瀬川	畑ヶ沢	八郷	大增
463-I-013	I	利根川	恋瀬川	北畑ヶ沢	八郷	大增
463-I-014	I	利根川	恋瀬川	畑ノ沢	八郷	大增
463-I-015	I	利根川	恋瀬川	畑沢	八郷	太田
463-I-016	I	利根川	恋瀬川	中戸沢	八郷	中戸
463-I-017	I	利根川	園部川	地井ノ房沢	八郷	真家
463-II-001	II	利根川	川又川	山田上ノ沢	八郷	弓弦
463-II-002	II	利根川	川又川	梅木沢	八郷	柴内
463-II-003	II	利根川	川又川	柴内沢	八郷	柴内
463-II-004	II	利根川	川又川	古内沢	八郷	小野越
463-II-005	II	利根川	川又川	仏生寺沢	八郷	仏生寺
463-II-006	II	利根川	川又川	小野越沢	八郷	小野越
463-II-007	II	利根川	川又川	泉沢	八郷	青田
463-II-008	II	利根川	川又川	滝ノ入沢	八郷	上青柳
463-II-009	II	利根川	川又川	足洗沢	八郷	上青柳
463-II-010	II	利根川	川又川	寺山沢	八郷	小幡
463-II-011	II	利根川	川又川	一ノ沢	八郷	小幡
463-II-012	II	利根川	恋瀬川	池ノ入沢	八郷	大增
463-II-013	II	利根川	恋瀬川	有明沢	八郷	太田
463-II-014	II	利根川	恋瀬川	外山沢	八郷	中戸
463-II-015	II	利根川	恋瀬川	山寺沢	八郷	瓦谷
463-II-016	II	利根川	恋瀬川	瓦谷沢	八郷	瓦谷
463-II-017	II	利根川	恋瀬川	部原沢	八郷	部原
463-II-018	II	利根川	園部川	桶沢	八郷	宮ヶ崎
463-II-019	II	利根川	園部川	山根沢	八郷	真家
463-III-001	III	利根川	川又川	東古内沢	八郷	小野越
463-III-002	III	利根川	川又川	中小野越沢	八郷	小野越
463-III-003	III	利根川	川又川	東小野越沢	八郷	小野越
463-III-004	III	利根川	川又川	里沢	八郷	小幡
463-III-005	III	利根川	恋瀬川	東割石沢	八郷	上曾
463-III-006	III	利根川	恋瀬川	東上山沢	八郷	小屋
463-III-007	III	利根川	恋瀬川	不動尊沢	八郷	龍明
463-III-008	III	利根川	恋瀬川	稻荷川	八郷	中戸

資料3-3 市街地火災延焼の危険性が高い区域と危険時の避難先候補地

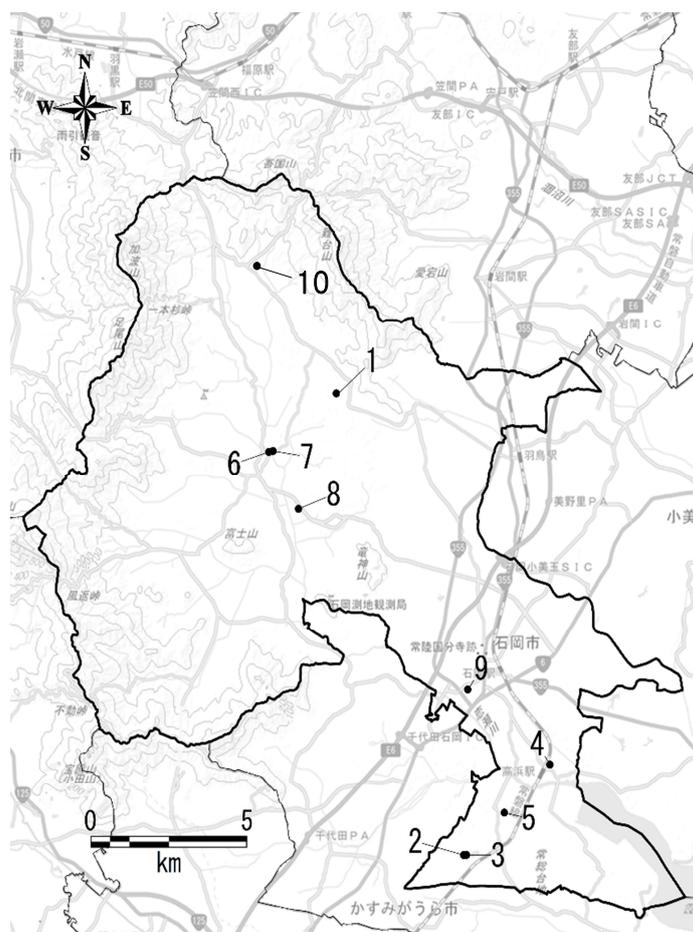


資料3-4 土砂災害警戒区域・洪水浸水想定区域内の要配慮者施設一覧表

No.	施設名	施設所在地	土砂災害 警戒区域	洪水浸水想定区域	
				霞ヶ浦	恋瀬川
1	豊後荘病院	部原760-1	○		
2	大雅荘	三村2595-2	○		
3	はーとふる・ビレッジ	三村2595-1	○		
4	高浜小学校	高浜62	○		
5	三村小学校	三村1853	○		
6	丸山荘病院	柿岡3787		○	
7	サークルホーム I	柿岡3806-3		○	
8	りんりん保育園	上林1408-2		○	
9	国府中学校	総社2-12-1		○	○
10	恋瀬小学校	小見832-1	○		

※○は、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域内に施設が位置していることを示す。

位置図



背景地図：「地理院地図」

資料4-1 参集職員名簿

参 集 職 員 名 簿

部								(/)		
平常時より確認しておく欄 (年 月 日現在)							動員時チェック欄			
課 (班)	職 名	氏 名 性 別	所要時間 手 段 (徒歩)	住 所 電 話 番 号	血 液 型	生 年	連絡者 時 刻	登庁 日時	登庁 場所	
		(男・女)	分 (分)							
		(男・女)	(分)							
		(男・女)	(分)							
		(男・女)	(分)							
		(男・女)	(分)							
		(男・女)	(分)							
		(男・女)	(分)							
		(男・女)	(分)							
		(男・女)	(分)							
		(男・女)	(分)							
		(男・女)	(分)							
		(男・女)	(分)							
		(男・女)	(分)							

徒歩所要時間は全員が記入すること。歩行距離より（歩行速度毎時4km）算出すること

資料4-2 職員参集表

職員参集表

部							(年 月 日)
発災後の時間	合 計	課	課	課	課	課	
30分以内	人	人	人	人	人	人	
0.5～1時間	(人)						
1～2時間	(人)						
2～3時間	(人)						
3～4時間	(人)						
4～5時間	(人)						
	(人)						
	(人)						
	(人)						
時間以上	(人)						

()内には累計人数を記入する。

資料4-3 災害概況即報

〔災害概況即報〕

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
石岡市 (消防本部)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

災害の概況	発生場所							発災日時	月 日 時 分						
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟	
		うち 災害関連死者		人		半壊			棟	床下浸水		棟			
		不明		人		軽傷			人	一部破損		棟	未分類		棟
		119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自衛隊派遣要請の状況														
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策														

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

資料4-4 災害状況即報

〔被害状況即報〕

都 道 府 県			区 分			被 害		
災 害 名 報 告 番 号	災害名		田	流失・埋没	ha	畑	流失・埋没	ha
	第 報			冠 水	ha		冠 水	ha
		(月 日 時現在)						
報 告 者 名			学 校		箇所	病 院		箇所
区 分 被 害			道 路		箇所	橋 り よ う		箇所
人 的 被 害	死 者		人			河 川		箇所
	うち災害関連死者		人			港 湾		箇所
	行方不明者		人			砂 防		箇所
	負傷者	重傷	人	箇 所		清 掃 施 設		箇所
		軽傷	人	箇 所		崖 く ず れ		箇所
住 家 被 害	全 壊		棟			鉄 道 不 通		箇所
			世帯			被 害 船 舶 隻		
			人			水 道 戸		
	半 壊		棟			電 話 回 線		
			世帯			電 気 戸		
			人			ガ ス 戸		
	一 部 損 壊		棟			ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所
			世帯					
			人					
	床 上 浸 水		棟			り 災 世 帯 数		世帯
		世帯			り 災 者 数		人	
		人			火 災 発 生			
非 住 家	公 共 建 物		棟			建 物		件
	そ の 他		棟			危 険 物		件
						そ の 他		件

区		分	被	害	災害 対策 本部 等 の 設 置 状 況	都 道 府 県	市 町 村
公 共 文 教 施 設		千円					
農 林 水 産 業 施 設		千円					
公 共 土 木 施 設		千円					
そ の 他 公 共 施 設		千円					
小 計		千円					
公共施設被害市町村数							
そ の 他	農 業 被 害	千円			災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名	計	団 体
	林 業 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
	そ の 他	千円					
被 害 総 額		千円			119番通報件数	件	
災害の概況							
応 急 対 策 の 状 況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)					
	自衛隊の災害派遣					その他	

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

資料4-5 要請情報の様式

要 請 情 報

災害名	(第 報)	要請日時	年 月 日 時 分
災害種別	地震・水害・火災 その他 ()	主管部名	
		部長名	
		担当者名	課

要 請 の 概 要	種別	要因の補充・資機材調達・車両調達・燃料調達・広報依頼・自衛隊派遣要請 その他 ()
	内容	(要請先機関・団体名，職種，品名，広報文などできるかぎり具体的に記入すること，別紙添付の場合はその旨を記入のこと)
	数量・回数・または人数	(種別，性別，品名別等に分けて記入)
	場所	(集合場所，受渡場所，広報活動実施場所などを記入)
	その他必要事項	(留意点，携行品など特記事項を記入)
要請にいたった理由	(措置の状況，部員の状況，部内資機材の状況，その他要請を必要とした状況)	

資料4-6 被害状況調書

様式3

被害状況調書

(年 月 日 時現在)

災害発生の日時

災害発生場所

災害発生原因

区分		戸数	世帯数	人員数	被害見積金額
り 災 総 数					
人 的 被 害	死 者				
	行 方 不 明				
	負 重 傷				
	傷 軽 傷				
住 家 の 被 害	全 壊 (焼)				
	流 出				
	半 壊 (焼)				
	床 上 浸 水				
	床 下 浸 水				
	計				
非 住 家 の 被 害					

年 月 日 時報告

資料4-7 水防てん末報告書

様式4

水防てん末報告書

年 月 日 時現在

	管理団体	
1	気象の状況	
2	雨量及び水位高潮又は波浪の状況	
3	水防団員及び消防機関に属するものの出動から終結までの時刻及び人員	
4	堤防，その他の施設等の異常の有無	
5	水防作業の状況及びその結果	
6	使用水防資材の種類及び員数，経費，並びにその消耗分と回収分	
7	水防法第21条による負担下命の種類並びに員数	
8	応援の状況	
9	住居者の出動状況	
10	警察，自衛隊援助の状況	
11	現場指導官公吏指名	
12	避難立退の状況	
13	水防関係者の死傷	
14	殊勲者及びその功績	
15	今後の水防につき考慮を要する点，その他水防管理者の所見	

資料4-8 毒性ガス漏洩事故時の避難勧告の標準文例（塩素ガス漏洩の場合）

こちらは、石岡市広報車です。

本日、〇〇時〇〇分頃、〇〇町〇〇番地にある〇〇工場で、塩素ガス漏洩事故が発生しました。

塩素ガスは、毒性ガスですので、目がチカチカし、のどが痛くなります。塩素ガスを大量に吸い込むと危険ですので、〇〇町〇〇丁目、〇〇丁目の住民の皆さんは、直ちに〇〇町の〇〇公園へ避難して下さい。

避難にあたっては、ガス等の元栓を閉め、窓・出入口の戸締まりを行い、避難袋以外の荷物を持たないで歩いて迅速に避難してください。避難する際は警察官、消防署員、石岡市職員の指示に従ってください。

くり返します。

資料4-9 毒性ガス施設事故通報・記録用紙

毒性ガス施設事故通報・記録用紙

連絡チェック				
連絡先	消 防	警 察	高圧ガス担当課	保 安 団 体
電 話	1 1 9	1 1 0	(昼)	
			(夜)	

資料4-10 毒性ガス施設事故通報（発信・受信用）

毒性ガス施設事故通報（発信・受信用）

1	事故発生年月日	年 月 日 午前 時 分 午後
2	発 信 者	
3	発 生 事 業 所 名	会社 事業所 (電話)
4	発 生 事 業 所 所 地	県 市 町 丁目 番 号 郡 村
5	毒 性 ガ ス 保 有 量	ガス名 トン kg
6	被 害 状 況	
7	風 向	の風；風下 方面
8	事 故 状 況	1. 噴出漏洩(ガス・液体) 2. 破裂・破壊・破損 3. 爆発 4. 火災 5. その他 ()
9	事 故 個 所	1. 配管 2. 容器 kg× 本 3. 貯槽 トン 4. 設備全部 5. その他
10	拡 散 予 測	風上最大 m拡散 1. 事業所内にとどまる 2. 事業所外に 風下最大 m拡散
11	事 業 所 の 対 応 策	1. 事業所員応急措置 2. 事業所員避難 3. 附近住民に避難警告
12	応 援 等 の 必 要 性	
13	備 考	
14	発 信 ・ 受 信 日 時	年 月 日 午前 時 分 午後
15	受 信 者	

(仕様はA4判)

資料4-11 緊急通行車両確認申請書

別記様式 第1

年 月 日	
緊急通行車両確認申請書	
災害対策基本法施行令第33条第1項の規定による緊急通行車両であることの確認を次のとおり申請します。	
記	
番号標に標示される番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）	
申請者 (使用者)	住所 電話番号 — —
	氏名
通行日時	月 日 時 分
出発地	目的地
	通行経路
備考	

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

資料4-12 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 印 公 安 委 員 会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

資料4-13 学用品給与状況の報告様式

(災害救助法第18号様式)

学用品の給与状況

石岡市

学 校 名	学 年	児 童 名 (生徒名)	親 権 者 氏 名	給 与 月 日	給 与 品 の 内 訳								実 支 出 額	備 考
					教 科 書				そ の 他 学 用 品					
					国 語	算 数			鉛 筆	ノ ー ト				
				月 日									円	
計	小学校	人											円	
	中学校	人											円	

資-67

資料編

資料4-14 物資給与状況記録様式

年 月 日 時現在

◎給与 (輸送) 先	活動期間	活動体制					給与内容		
		◎人 員		車 両			◎品 名	◎数量	調 達 保有別
		職 員	その他	車 名	数量	調 達 保有別			
	自 至	実 延			実 延				
	自 至	実 延			実 延				
	自 至	実 延			実 延				
	自 至	実 延			実 延				
	自 至	実 延			実 延				
	自 至	実 延			実 延				
	自 至	実 延			実 延				
〇〇〇 避難所 他〇〇 か所 合 計	自 至	実 延			実 延				

(注) 中間報告は◎印の事項のみ報告のこと。

(注) 人員欄「その他」の項には、協力機関の職員数と、雇上人員等とを区別すること。

資料4-15 被害状況調査個表

年 月 日作成					
調 査 個 表			調査員	部 課	
町会名			(作成補助者氏名)		
世帯主	住 所				
	氏 名	世帯人員 人			
被 災 状 況	災害の原因	1. 風水害 2. 地震災害 3. その他			
	被災年月日	平成 年 月 日			
	被災場所				
	被災の程度	住家の被害	1. 全壊(焼) 2. 流失 3. 半壊(焼) 4. 一部破損 5. 床上浸水(cm) 6. 床下浸水		
	人的被害	1. 死 亡 人 2. 行方不明 人 3. 重 症 人 4. 軽 症 人			
特 記 事 項	世 帯 人 員	氏 名	続柄	年齢	備 考

資料4-16 小災害救助補助金交付申請書

小災害救助補助金交付申請書

年 月 日	
茨城県知事殿	
市 町長 村	
小災害発生年月日	
災害救助完了年月日	
補助金交付申請額	
添 付 書 類	小災害救助状況調査 別紙1 支出調書 別紙2

資料4-17 茨城県資金積立基金条例

○茨城県資金積立基金条例

昭和39年3月30日

茨城県条例第7号

最終改定 令和3年3月27日

〔茨城県基金設置条例〕を公布する。

茨城県資金積立基金条例

(昭56条例2・改称)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項及び第8項の規定に基づき、資金積立基金(以下「基金」という。)の設置並びに管理及び処分について法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 基金を別表左欄のとおり設置する。

(積立金)

第3条 基金は、別表中欄に掲げる目的のため同欄に掲げる額を積み立てるものとする。

2 基金の運用から生ずる収益は、基金に積み立てなければならない。

3 基金に積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金若しくは信託又は確実な有価証券の購入により運用するものとする。

(処分)

第5条 基金は、別表右欄に掲げる場合に限り、全部又は一部を処分することができる。

(繰替え運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

付 則

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 茨城県財政調整積立金条例(昭和37年茨城県条例第7号)

(2) 宝くじ収益金による積立金設置条例(昭和31年茨城県条例第3号)

(3) 茨城県印刷事業積立金設置条例(昭和29年茨城県条例第7号)

(4) 茨城県り災救助積立金設置条例(昭和33年茨城県条例第2号)

(5) 茨城県国有林事業積立金設置条例(昭和32年茨城県条例第17号)

(6) 茨城県砂利採取事業積立金設置条例(昭和38年茨城県条例第10号)

(7) 茨城県奨学基金設置条例(昭和33年茨城県条例第3号)

(8) 茨城県県民文化センター建設事業積立金設置条例(昭和37年茨城県条例第36号)

(9) 茨城県病院事業積立金設置条例(昭和32年茨城県条例第16号)

- 3 この条例施行の際、現に前項の規定による廃止前の条例の規定により設置されている基本財産及び積立金額は、この条例の規定に基づく基金とみなす。

付 則(昭和55年条例第11号)

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の茨城県基金設置条例の規定により設置されている茨城県霞ヶ浦常南流域下水道事業基金は、この条例の規定に基づく茨城県流域下水道事業基金とみなす。

付 則(昭和62年条例第4号)

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 茨城県印刷事業基金に属する現金は、一般会計歳入歳出予算に計上するものとする。

付 則(平成元年条例第2号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、茨城県水産加工経営改善強化基金の項を削る改正規定は平成元年3月31日から、茨城県社会福祉施設等整備基金の項の改正規定は平成元年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の茨城県資金積立基金条例の規定による茨城県社会福祉施設等整備基金に属する現金及び財産は、この条例による改正後の茨城県資金積立基金条例の規定による茨城県高齢化社会対策等基金に属する現金及び財産として整理するものとする。
- 3 茨城県水産加工経営改善強化基金に属する現金は、一般会計歳入歳出予算に計上するものとする。

付 則(平成4年条例第70号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表茨城県水産加工経営改善促進基金の項を削る改正規定は、平成4年8月31日から施行する。

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成12年条例第2号)

- 1 この条例中同表に次のように加える改正規定(茨城県原子力安全等推進基金に係る部分に限る。)は公布の中から、別表茨城県庁舎建設基金の項を削る改正規定及び次項の規定は平成12年3月31日から、同表に次のように加える改正規定(茨城県中山間地域等直接支払基金に係る部分に限る。)は同年4月1日から施行する。
- 2 茨城県庁舎建設基金に属する現金は、一般会計歳入歳出予算に計上するものとする。

付 則(平成19年条例第45号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の茨城県資金積立基金条例及び茨城県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例の規定は、平成19年度の予算として交付を受ける交付金及び補助金から適用する。

付 則(平成20年条例第4号)

- 1 この条例中別表に次のように加える改正規定は平成20年4月1日から、その他の規

定は同年3月31日から施行する。

- 2 霞ヶ浦対策基金，宝くじ収益金による基金，茨城県県北・鹿行地域整備基金，茨城県常磐新線・グレーターつくば整備基金及び茨城県県有林事業基金に属する現金は，一般会計歳入歳出予算に計上するものとする。

付 則(平成22年条例第21号)

この条例は，公布の日から施行する。

付 則(平成23年条例第14号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は，平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 前項の規定による改正前の茨城県資金積立基金条例の規定により設置された茨城県流域下水道事業基金は，この条例の施行の日において，基金となるものとする。

付 則(平成23年条例第19号)

- 1 この条例は，平成23年3月31日から施行する。

- 2 茨城県中山間地域等直接支払基金に属する現金は，一般会計歳入歳出予算に計上するものとする。

付 則(平成23年条例第38号)

この条例は，公布の日から施行する。

付 則(平成25年条例第2号)

- 1 この条例は，平成25年3月31日から施行する。

- 2 茨城県り災救助基金，茨城県高齢化社会対策等基金及び茨城県がん対策基金に属する現金は，一般会計歳入歳出予算に計上するものとする。

付 則(平成26年条例第1号)

この条例中別表に次のように加える改正規定(茨城県農地集積総合支援基金に係る部分に限る。)は公布の日から，同表に次のように加える改正規定(茨城県国民体育大会開催基金に係る部分に限る。)は平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成26年条例第41号)

この条例は，公布の日から施行する。

付 則(平成27年条例第7号)

この条例は，公布の日から施行する。ただし，第2条の規定は，平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年条例第11号)

この条例は，公布の日から施行する。

付 則(平成29年条例第8号)

この条例は，公布の日から施行する。

付 則(平成30年条例第4号)

この条例中別表に次のように加える改正規定(茨城県企業立地促進基金に係る部分に限る。)は公布の日から，同表に次のように加える改正規定(茨城県就職支援基金に係る部分に限る。)は平成30年4月1日から施行する。

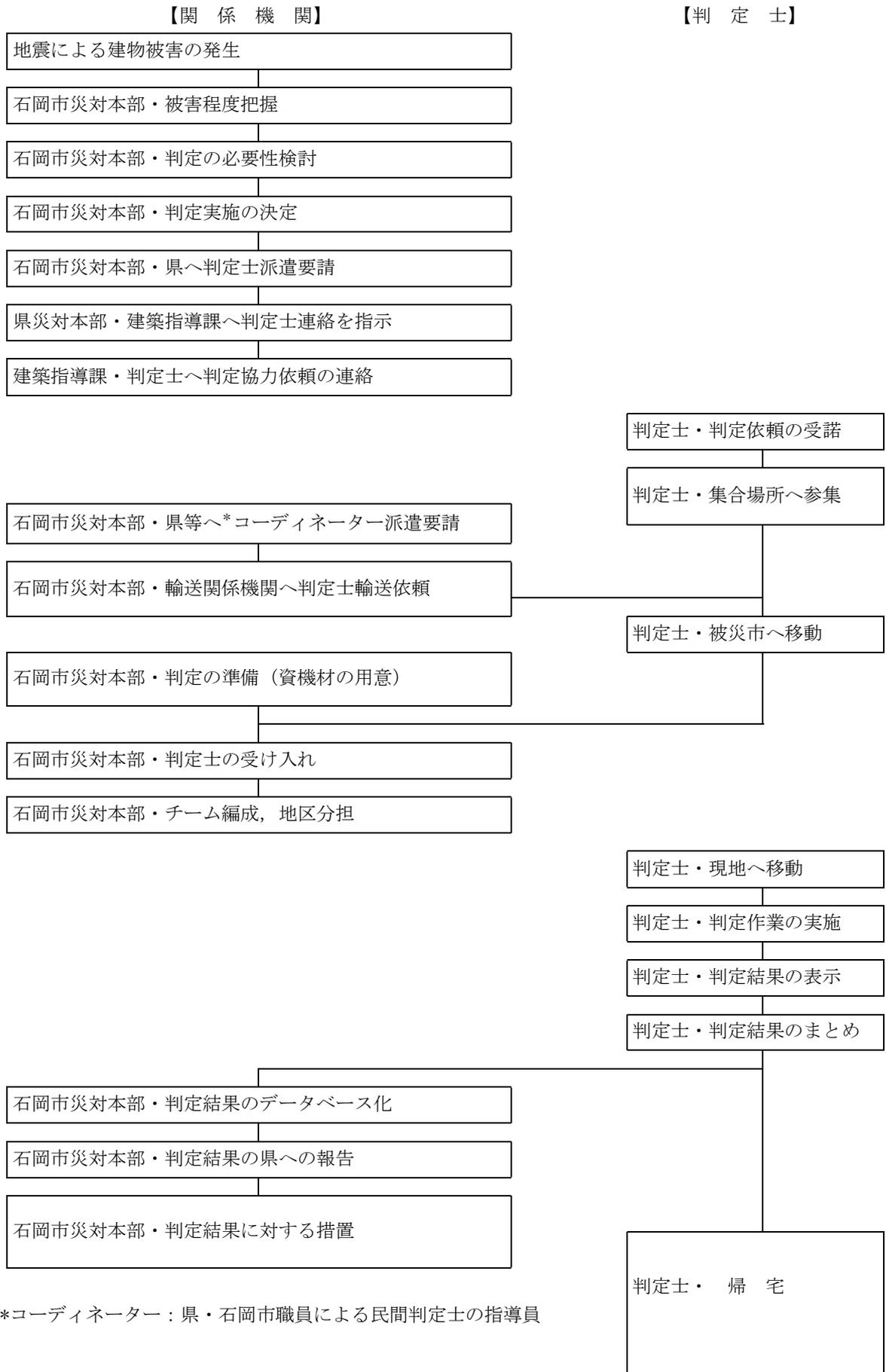
付 則(平成31年条例第6号)

この条例は，平成31年4月1日から施行する。

付 則(令和2年条例第29号)

- 1 この条例は，令和2年3月31日から施行する。
- 2 茨城県森林整備地域活動支援基金及び茨城県国民体育大会・障害者スポーツ大会開催基金に属する現金は，一般会計歳入歳出予算に計上するものとする。

資料4-18 応急危険度判定フローチャート



*コーディネーター：県・石岡市職員による民間判定士の指導員

資料4-19 り災証明書交付申請書

様式 1

年 月 日			
殿			
申請人		住所 職業 氏名	電話 印
り 災 証 明 書 交 付 申 請 書			
1 使用目的 及び提出先			
2 申請人とり災 対象物との関係	所有者 管理者 占有者 担保権者 その他 ()		
3 り災年月日 及び時分	年 月 日 時 分 頃		
4 り災物件 の所在地			
5 証明内容			
申請上の 注意事項	① 代理人の場合には，委任状を添えて申請して下さい。 ② 3欄の記載については，該当するものを○で囲んで下さい。 ③ ※印の欄は，記入しないで下さい。		
※手数料の減免	※受付印	※手数料	※証明受領印
有 無			

資料4-21 被災証明書

被災証明書 被災証明願 年 月 日 石岡市長 あて 申請者 住所 _____ 氏名 _____ 電話 _____ 被災証明書	
1. 使用目的及び証明の提出先	
2. 申請人と、被災対象物との関係	所有者 管理者 占有者 担保者 その他 ()
3. 被災内容	家財 車両 その他 ()
4. 被災場所	
5. 所有者等	
6. 被災原因	平成 年 月 日 () に発生した <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 台風 号 <input type="checkbox"/> 集中豪雨 <input type="checkbox"/> () による
7. 被災状況	

※添付書類 被害状況が確認できる写真または、関係書類（見積書等）

※太線の中を記載して下さい。

石 総 第 _____ 号 上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 石岡市長 谷島 洋司 印
